

巻末資料

1 関連計画の整理

沼津市地域公共交通計画の関連計画は下図のとおりです。

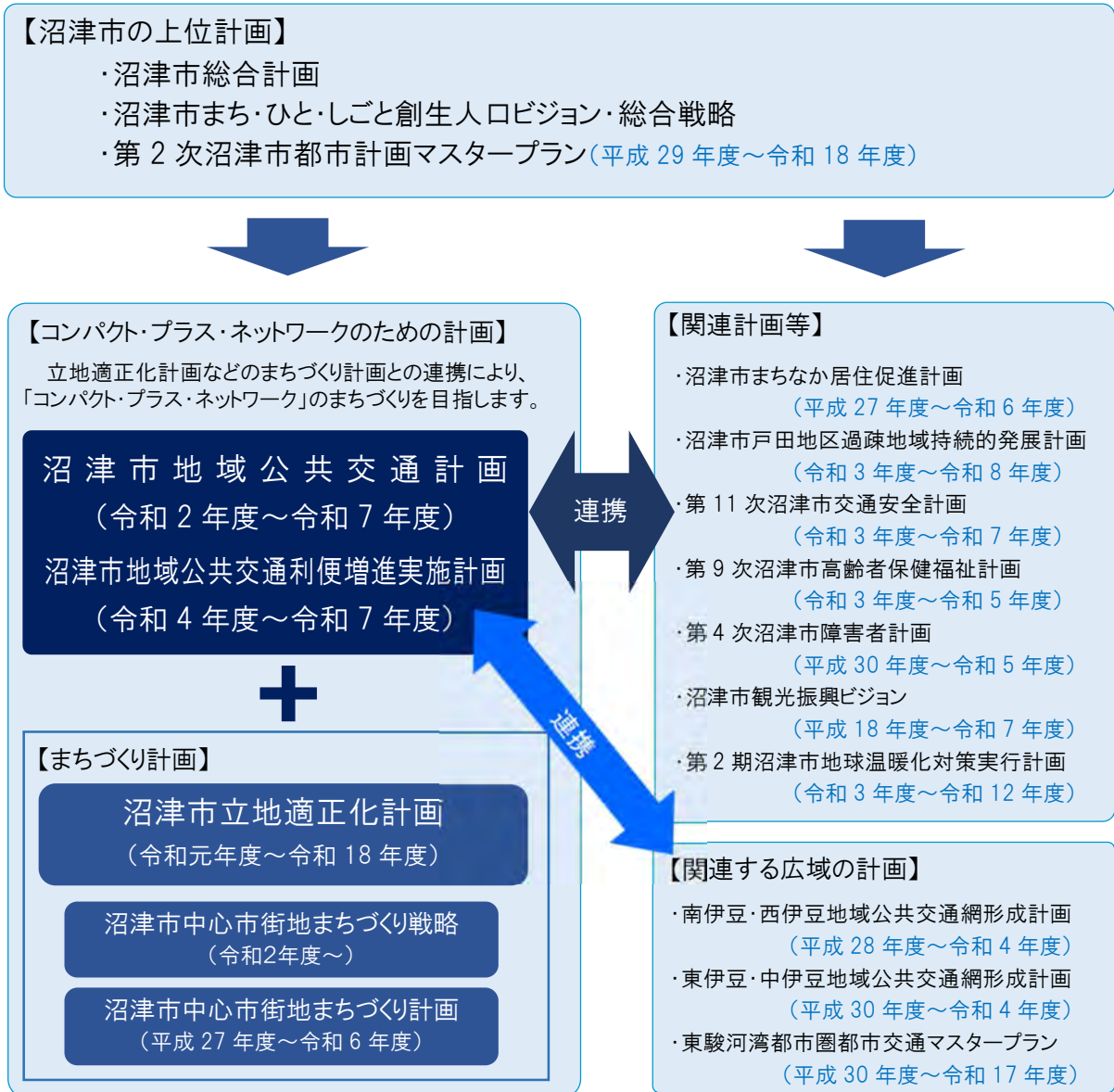
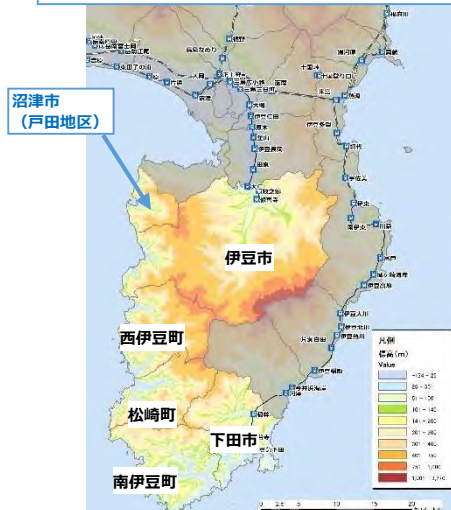


図1 上位計画、関連計画との位置づけ

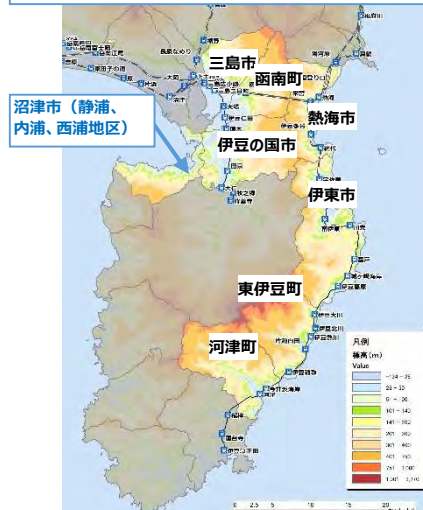
2 沼津市が対象となる広域の地域公共交通網形成計画

- ・南伊豆・西伊豆地域公共交通網形成計画【平成 28 年（2016 年）3 月策定】（静岡県・沼津市・下田市・伊豆市・南伊豆町・松崎町・西伊豆町）において、本市は戸田地区が対象となっています。
- ・東伊豆・中伊豆地域公共交通網形成計画【平成 30 年（2018 年）3 月策定】（静岡県・沼津市・熱海市・三島市・伊東市・伊豆の国市・東伊豆町・河津町・函南町）において、本市は静浦・内浦・西浦地区が対象となっています。

南伊豆・西伊豆地域公共交通網形成計画のエリア



東伊豆・中伊豆地域公共交通網形成計画のエリア



- ・なお、それぞれの計画における沼津市関連の取り組みを以下に示します。

南伊豆・西伊豆地域公共交通網形成計画の取り組み【沼津市関連】	① 順天堂大学附属静岡病院への通院の利便性向上
	② 市町自主運行バスなどその他の路線バスの改善
	③ 交通空白地域の解消
	④ 沼津市戸田地区における交通結節点の改善

【運行区間】	病院 修善寺駅～ 順天堂大学静岡病院
【運行主体】	伊豆箱根バス(株)
【実験実施期間】	・H30.4.25～10.31
【運行料金】	・440 円(既存交通と同額)



順天堂大学静岡病院への直通バス（実験）

交通結節点（くる戸田）におけるデジタルサイネージ設置（バス発着状況）

東伊豆・中伊豆地域公共交通網形成計画の取り組み【沼津市関連】	① 路線バス等の利用促進対策
	② 路線バスの運行サービス・運行形態の改善
	③ 乗務員確保（バス・タクシー）に向けた取り組みの実施
	④ 交通結節点における乗継しやすい環境の整備

（例）利用者意向を踏まえたダイヤ改善

市町は各種調査により利用者視点でのダイヤ改善要望箇所あり

市町、事業者が一堂に会しまとめて協議

協議後 H31.4～

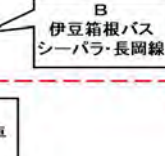
A
7:00着
8:56着
B
7:03発
9:23発
(8:53発)

A
7:00着
8:51着
B
7:05発
9:01発
(土日祝8:53発)

市、事業者の連携で乗継改善
(土日祝8:53発)

・実態を踏まえた現状分析
・他市町も同様の事例あり

・複数事業者にまたがるダイヤ調整



3 沼津市の地域概況

(1) 地勢・地理

沼津市は、駿河湾の最奥部に位置し、長い海岸線を有する地形となっています。

市北部は、ＪＲ東海道本線沿線付近に広がる平野部と、東名高速道路付近の丘陵部で構成されています。一方、南部は急峻な斜面が海岸線まで迫っている地形となっています。

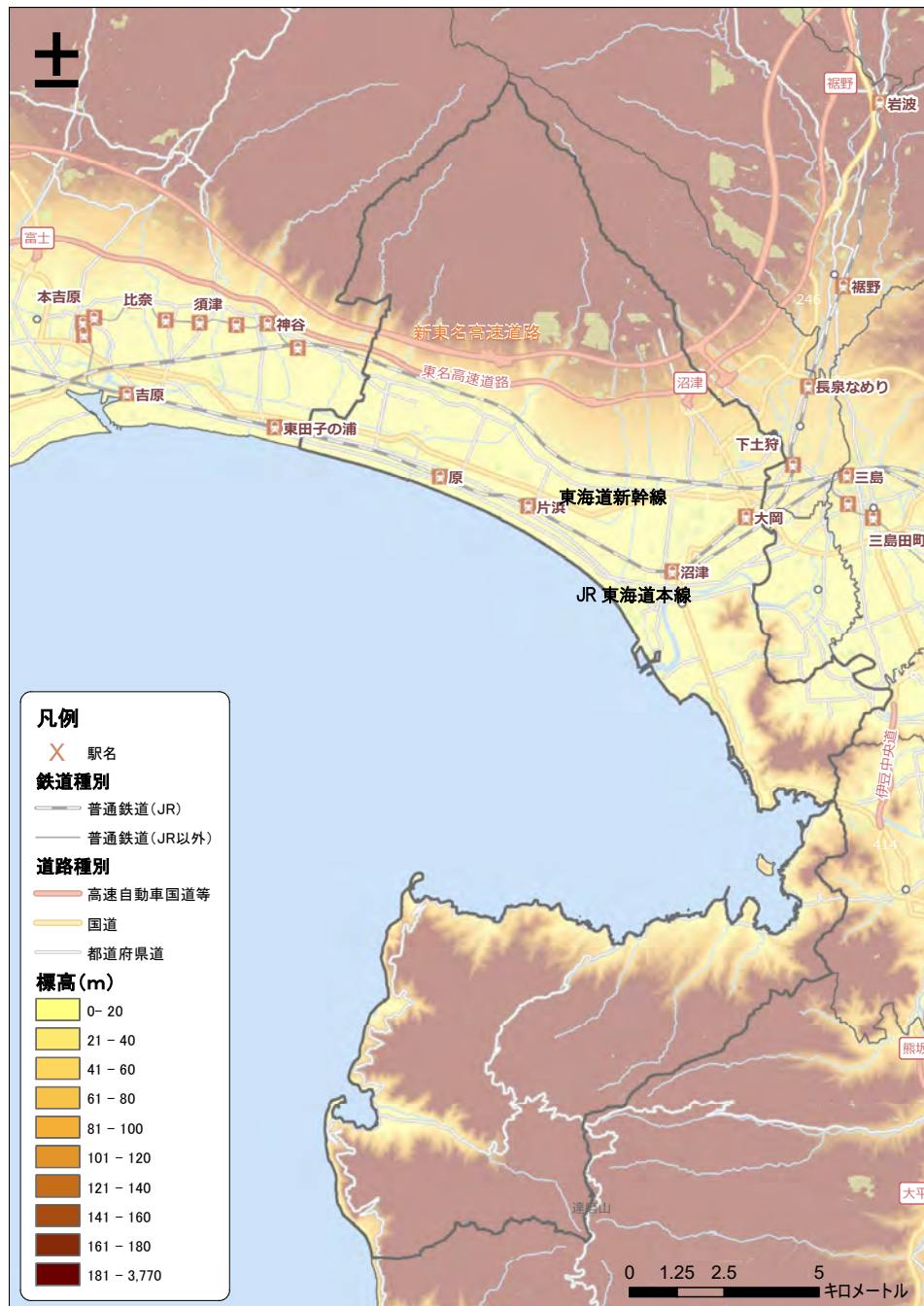


図 2 沼津市の地形

(2) 人口

人口は、平成 7 年（1995 年）をピークに減少に転じています。ピーク時は 20 万人を超える人口でしたが、平成 27 年（2015 年）の人口は 195,633 人となっています。

今後も、人口減少の傾向が予測されており、令和 7 年（2025 年）には 17.7 万人となることが予測されています。

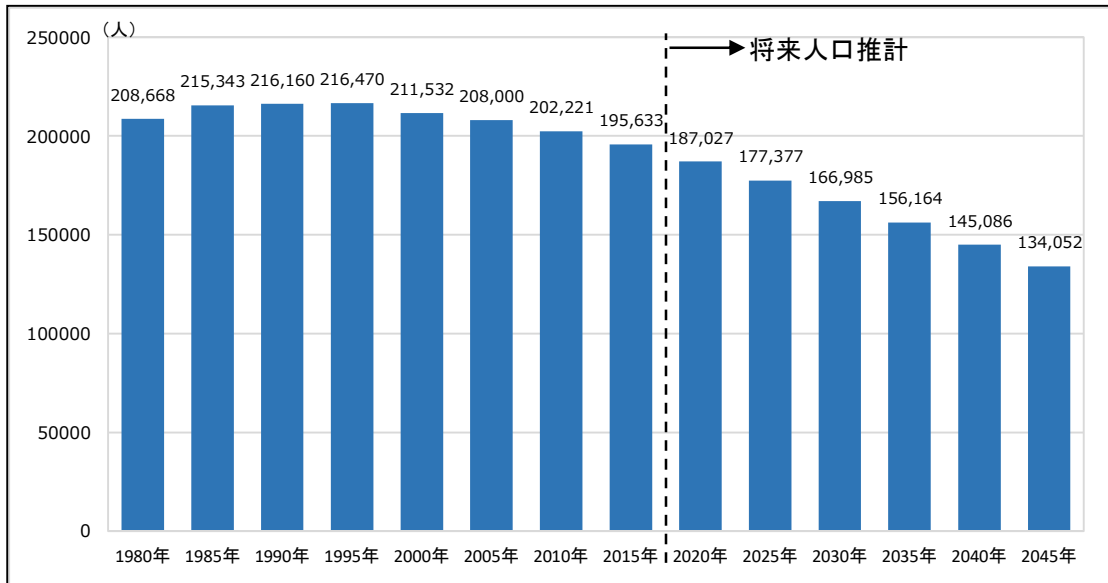


図 3 沼津市の人口の推移

出典：国勢調査、国立社会保障・人口問題研究所

高齢化率は、平成 27 年（2015 年）時点で 29.3%と 20 年前の平成 7 年（1995 年）と比較して 2 倍に増加しています。今後、老年人口は 6 万人程度の横ばいで推移しますが、生産年齢人口、年少人口の減少に伴い、高齢化率は上昇し続ける見込みとなっています。

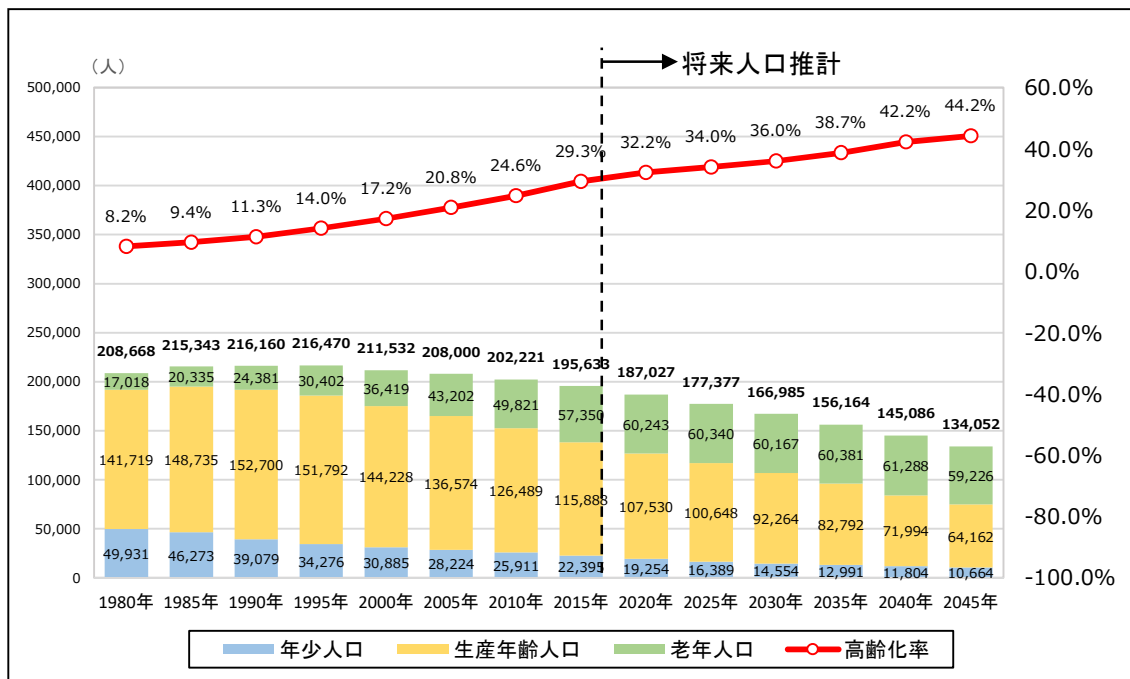


図 4 沼津市の年齢別人口、高齢化率の推移

出典：国勢調査、国立社会保障・人口問題研究所

「沼津市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン」では、2060 年の沼津市の人口を 143,000 人程度確保することを目標とし、「沼津市まち・ひと・しごと創生総合戦略」に取り組むことで、人口ビジョンの人口維持を目指しています。

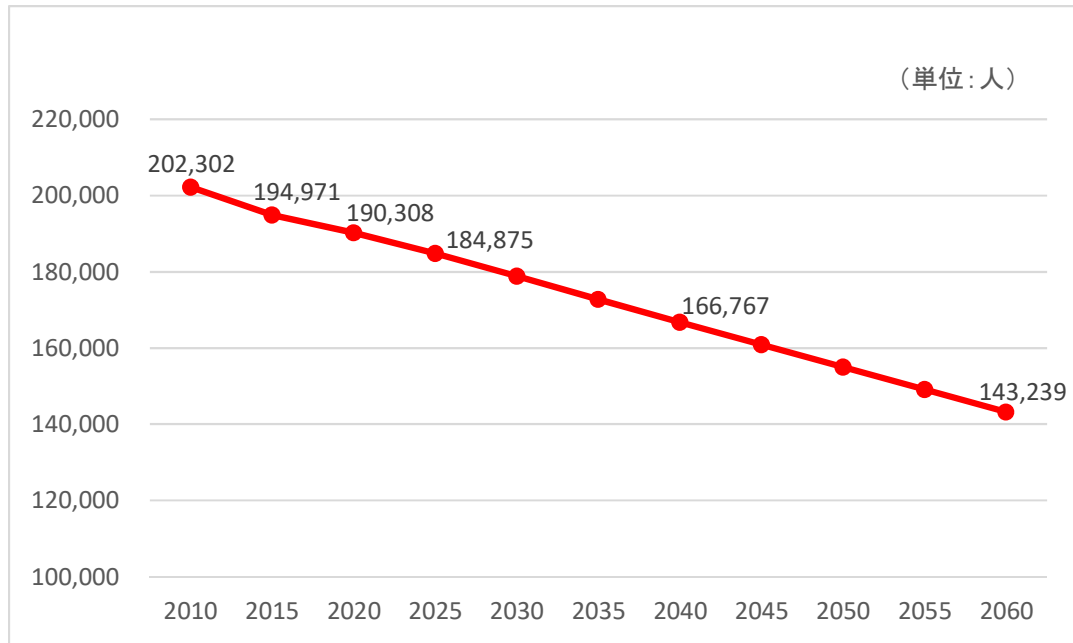


図 5 人口の将来展望

注)「沼津市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン」は H22 年国勢調査、国立社会保障・人口問題研究所の推計は H27 年国勢調査の人口を基準としている。

◆人口の長期見通し

2060 年 103,000 人

(国立社会保障・人口問題研究所の推計方式に準拠し、社会増減(移動率)は今後一定程度縮小し、以後は同水準で推移すると仮定)

◆将来展望

2060 年 143,000 人程度の人口を確保

目標社会移動(2020 年)、希望出生率: 1.8(2025 年)→合計特殊出生率: 2.07(2035 年)

※「希望出生率」: 結婚や出産に関する国民の希望が実現した場合の出生率

(3) 人口分布

沼津市の人口分布は、沼津駅の周辺に位置する第一地区～第五地区、大岡地区、原団地周辺、片浜駅周辺で人口の集積がみられます。

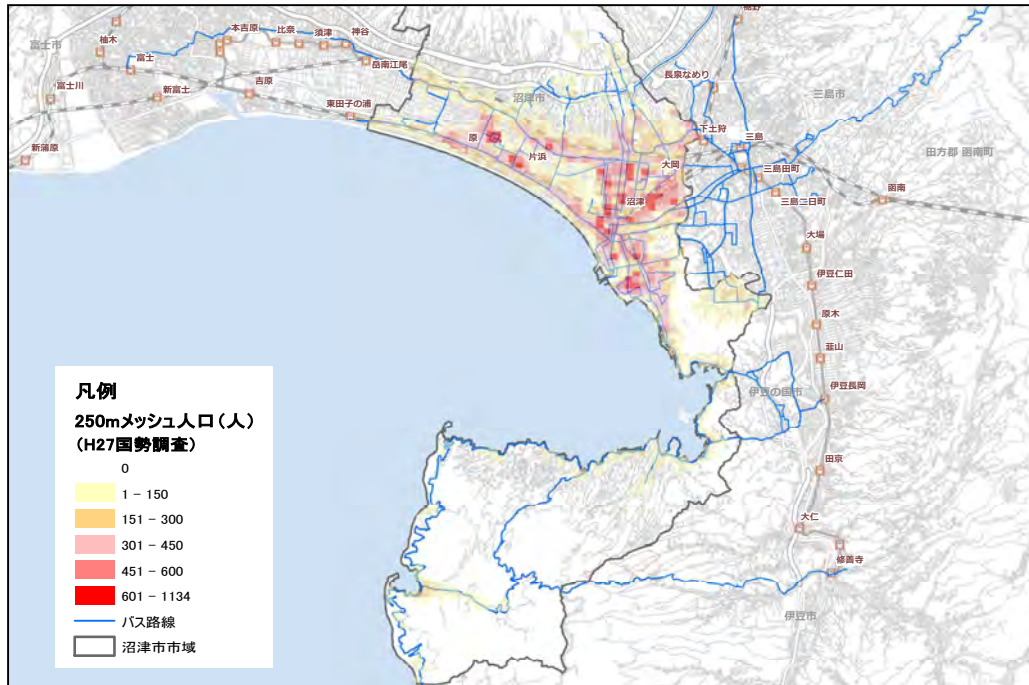


図 6 沼津市の人口分布（250m メッシュ人口） 出典:H27 国勢調査

戸田地区、西浦地区、内浦地区、静浦地区、大平地区、第二地区では高い高齢化率になっています。

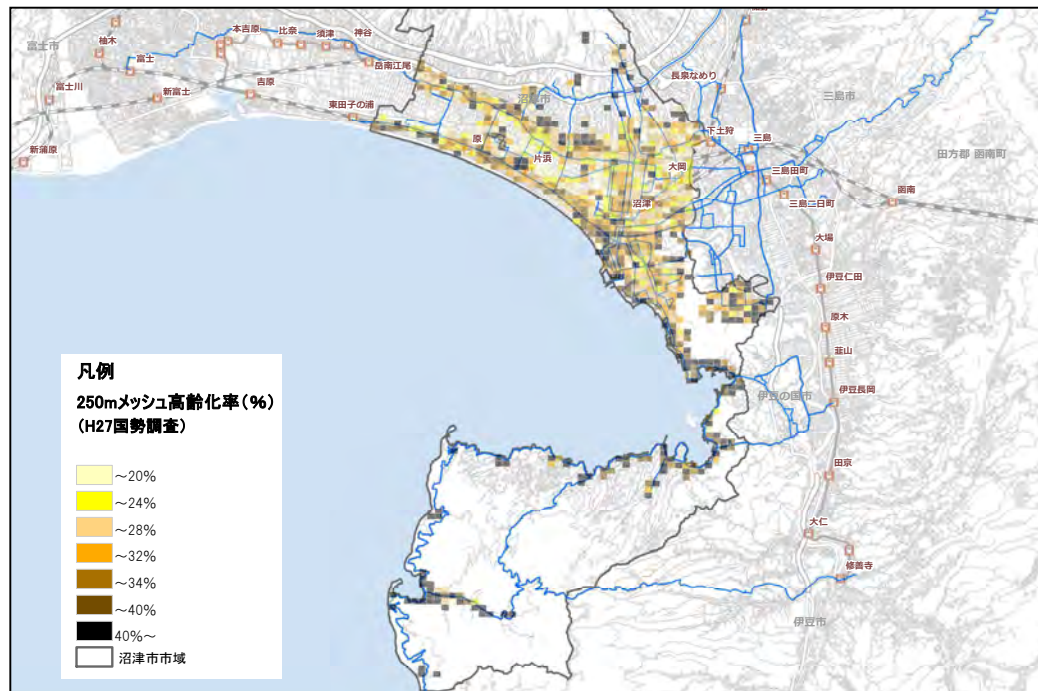


図 7 沼津市の高齢化率分布（250m メッシュ人口） 出典:H27 国勢調査

(4) 観光・商業施設立地

観光施設は、主に市街地南部の沼津港周辺と内浦地区、西浦地区及び戸田地区の海岸沿いに点在しているが、概ねバス路線により接続されている。

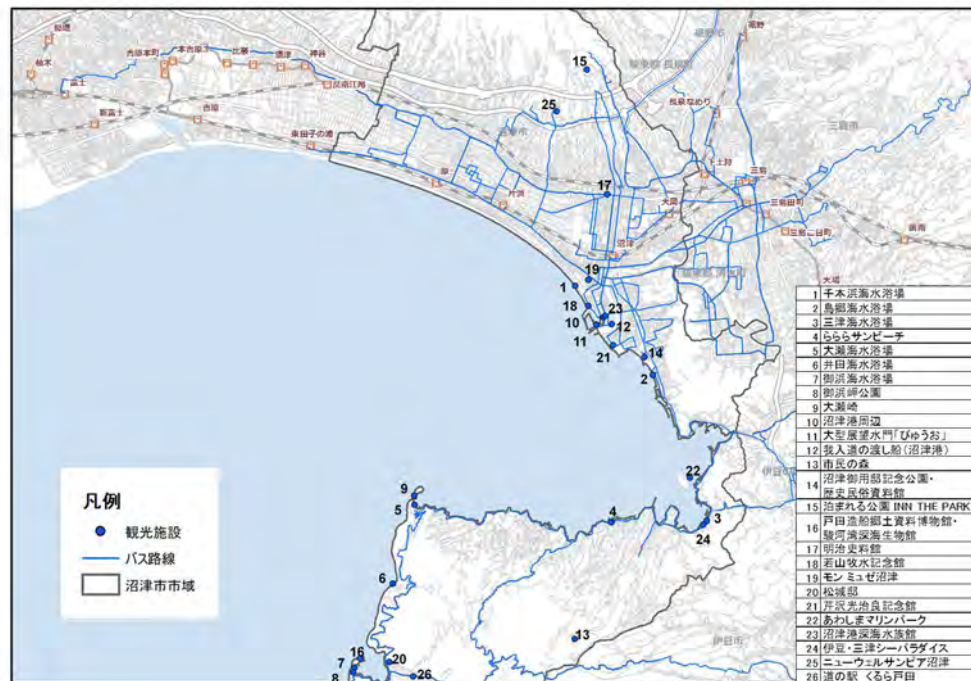


図 8 沼津市内の観光施設立地

出典: 沼津市観光ポータル HP

商業施設は、沼津駅の 3km 圏内や、原・片浜地区に多く立地しています。市の南部は商業施設の立地が少ない状況にあります。

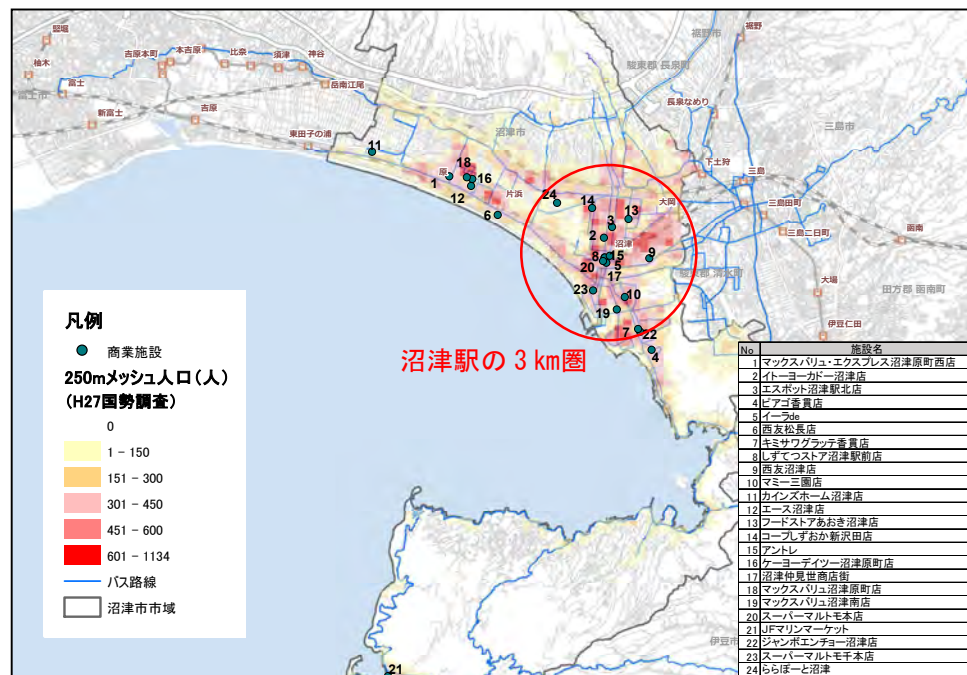


図 9 沼津市内の商業施設立地

出典: 平成 27 年度沼津市地域公共交通網形成計画
策定に係る基礎調査報告書をベースに一部加筆

(5) 観光動態

沼津市を訪れる宿泊者数及び観光リクリエーション客数は、東日本大震災のあった平成23年度(2011年度)には292万人に落ち込みましたが、その後は回復かつ増加傾向にあり、平成29年度(2017年度)時点では462万人(1日約1万3千人程度)となっています。

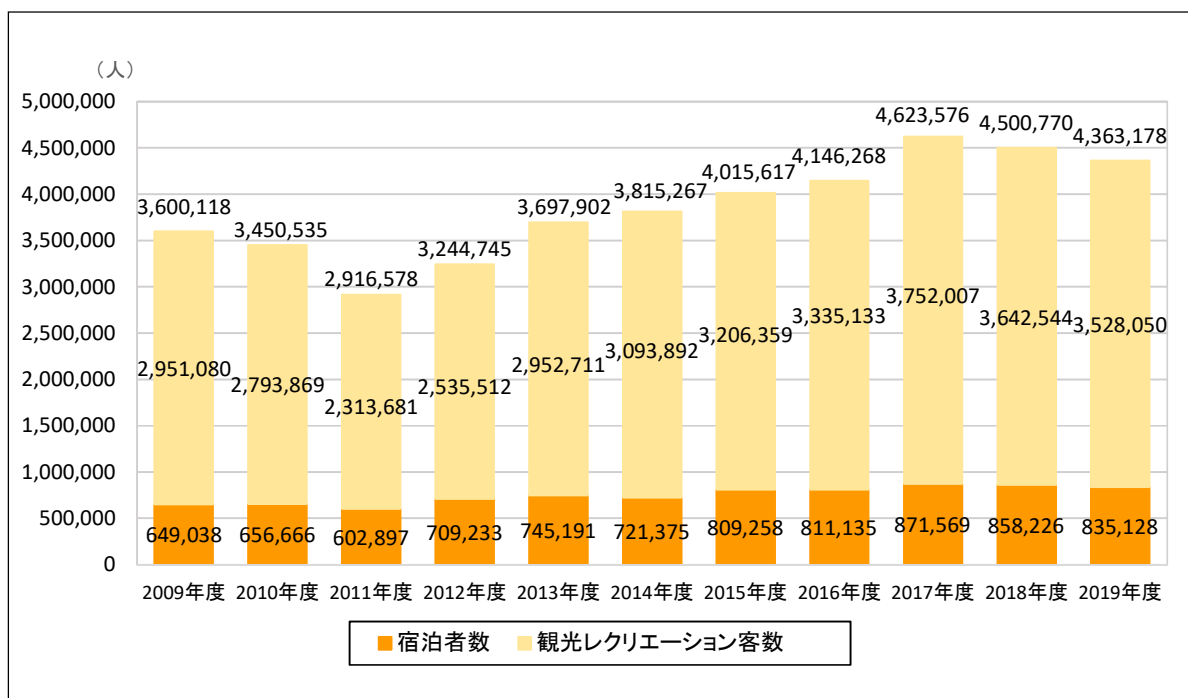


図 10 沼津市の宿泊客数と観光レクリエーション客数の推移

出典：静岡県観光交流の動向

（６） 沼津港の集客状況

沼津港の入込客数（年間滞留想定人数）は、平成 30 年度（2018 年度）時点では年間 166 万人（1 日 4,500 人程度）となっています。年々増加傾向にあり、平成 18 年度（2006 年度）から平成 30 年度（2018 年度）にかけて 70 万人以上増加（およそ 1.8 倍に増加）しています。

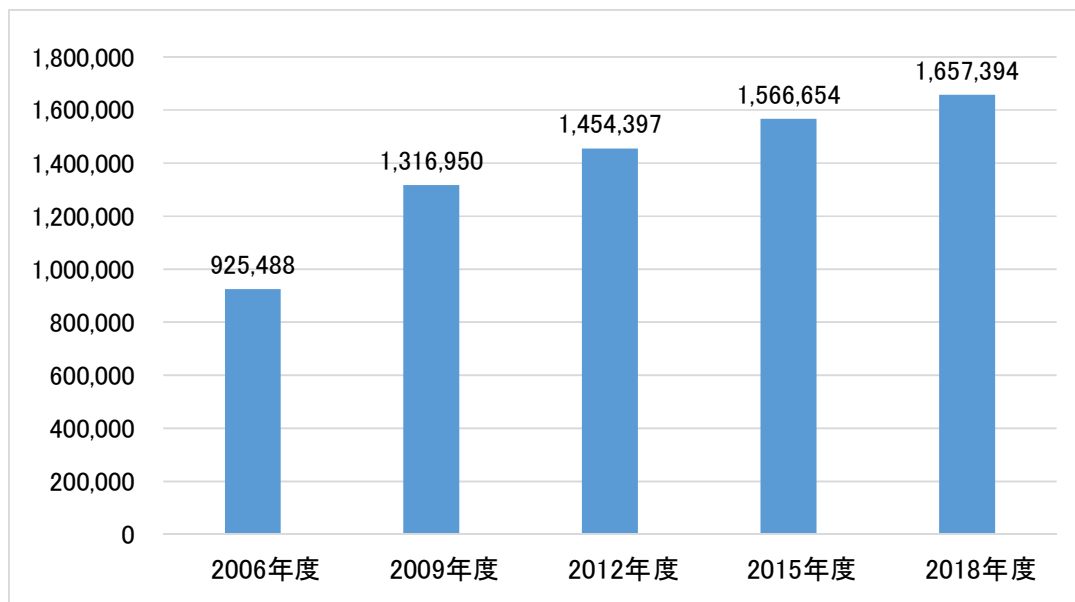


図 11 沼津港の観光入込客数（年間滞留想定人数）の推移

出典：沼津港観光入込客数調査結果

平成 30 年度（2018 年度）の沼津港の来場者の交通手段は、自家用車が最も多く 82.2% を占めています。このため、沼津港周辺では、自家用車の集中による渋滞の発生や駐車場不足などの問題があります。

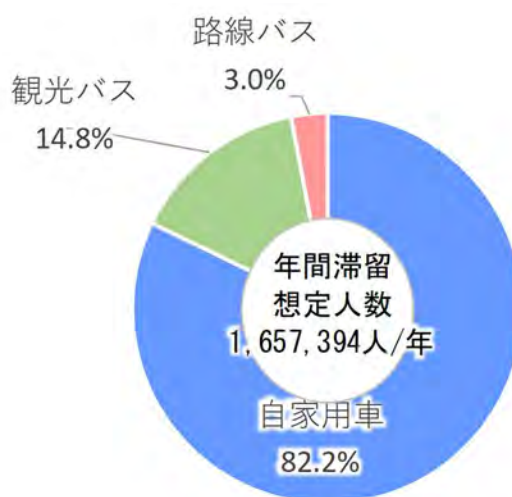


図 12 沼津港来場の交通手段

出典：沼津港観光入込客数調査結果(2018 年)

4 沼津市の公共交通の現状

(1) 鉄道

① 鉄道網

沼津市内には J R 東海道本線と J R 御殿場線の 2 路線の在来線が整備されており、沼津駅、片浜駅、原駅、大岡駅の 4 駅が立地しています。

また、東京駅から沼津駅までは、東海道新幹線と東海道本線の利用により 1 時間程度で移動が可能です。

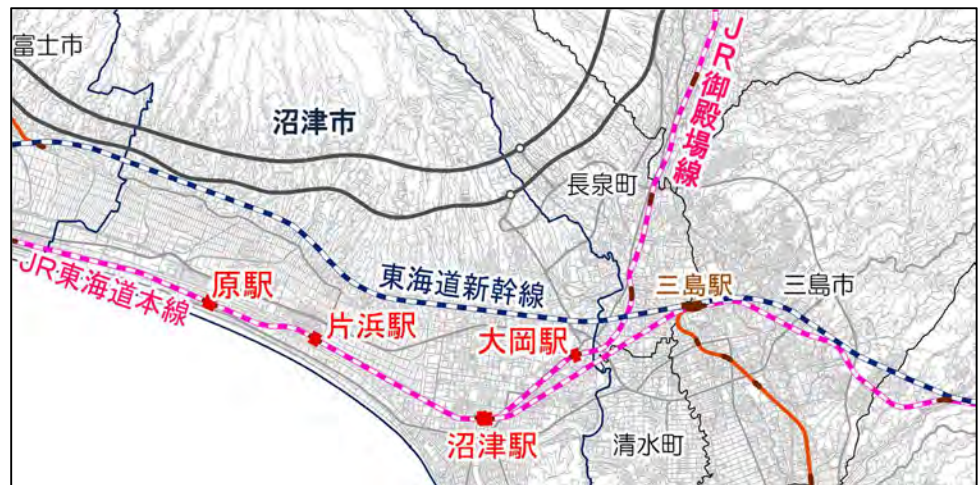


図 13 沼津市内の鉄道網

② 利用者数

沼津駅の利用者数は平成 23 年度（2011 年度）まで減少傾向でしたが、以降はほぼ横ばいで推移しており、令和元年度（2019 年度）の利用者は 20,670 人/日となっています。各駅の利用者は減少傾向にありますが、大岡駅の利用者は増加傾向にあります。

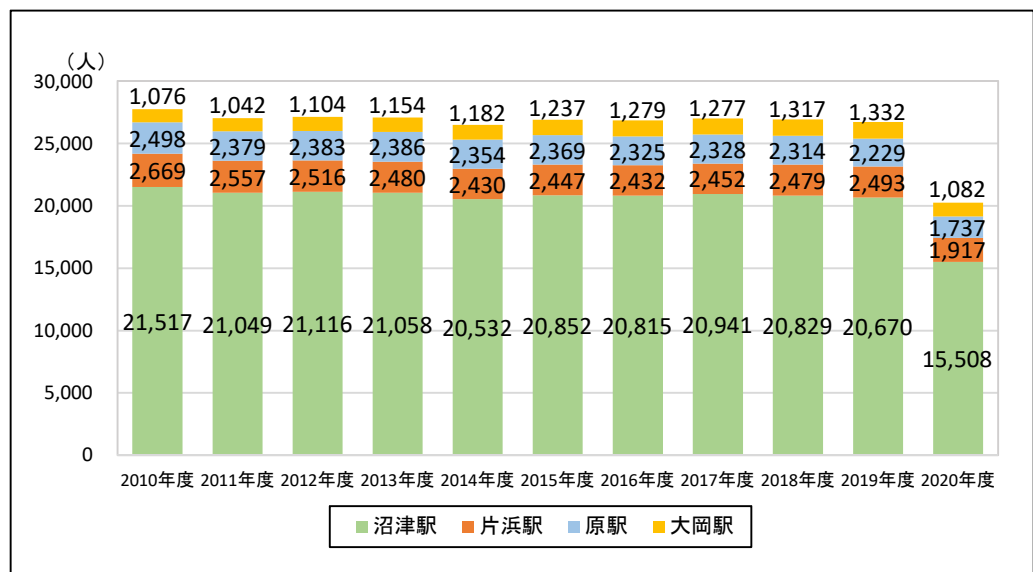


図 14 沼津市内 4 駅の乗車人員の推移

出典：沼津市統計資料

(2) バス

① バス路線網

沼津市内の路線バスは、主に伊豆箱根バス、東海バス、富士急シティバスの3社によって運行され、令和3年度(2021年度)時点では、沼津駅を中心として放射状に83系統の路線が運行されています。またその他として、原駅・片浜駅を起点とするバス路線や、戸田から修善寺、戸田から土肥へのバス路線など市内全体に路線網が整備されています。

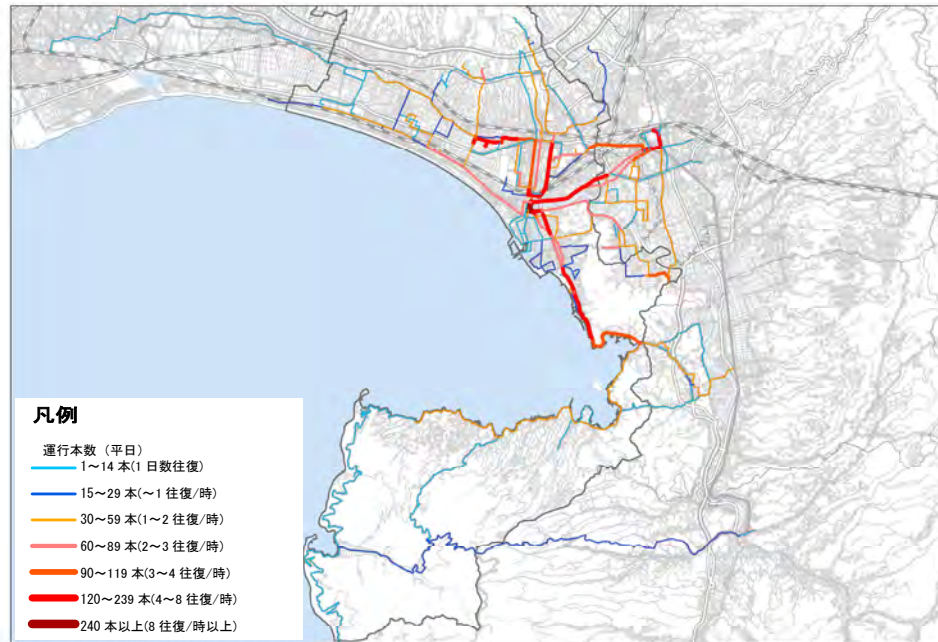


図 15 沼津市の鉄道、バス路線網（バスは運行本数別で表示）



図 16 市街地のバス路線網（事業者別運行本数）

② 人口カバー率

沼津市では、鉄道（駅から 800m 以内）・路線バス（バス停から 300m 以内）の人口カバー率は 87.7%を超えていますが、一部の地域（大岡、岡宮、小諏訪、東原）に交通不便地域が存在しています。

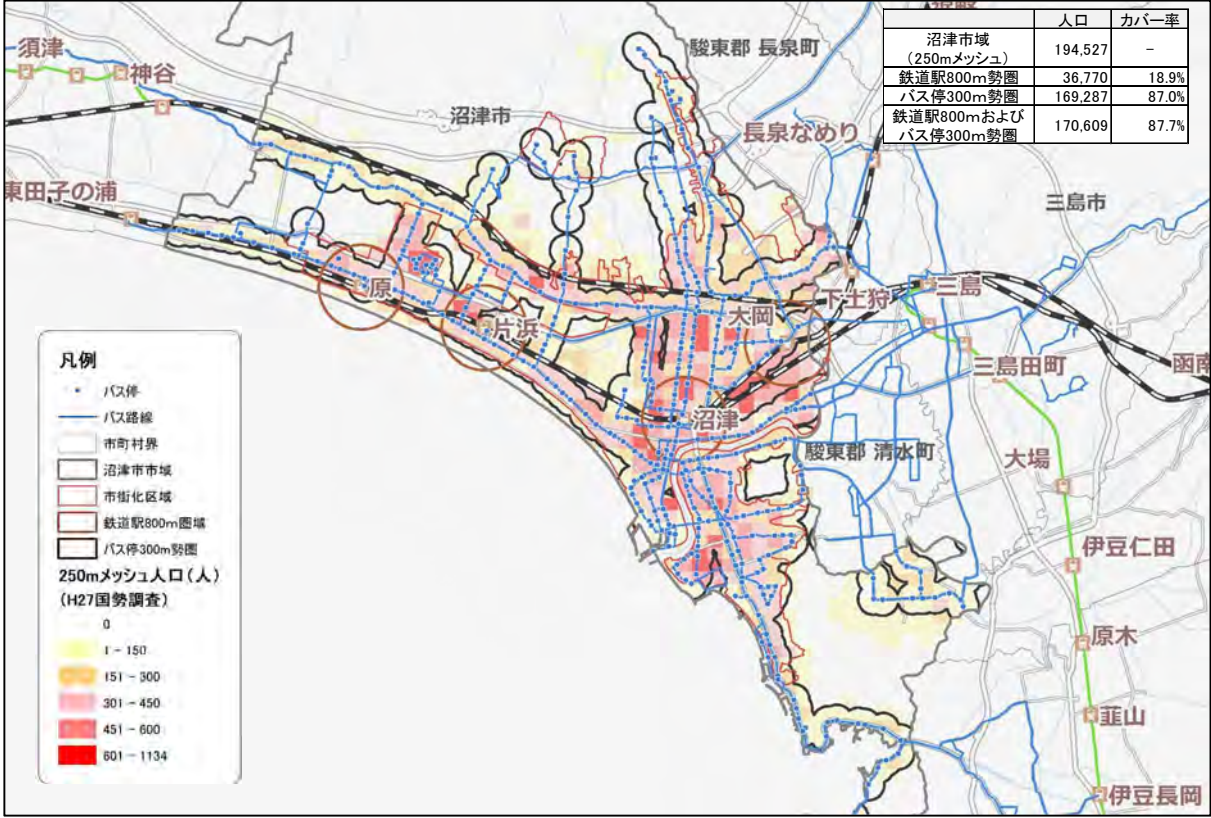


図 17 沼津市鉄道・路線バスカバー圏域

③ 路線バスの利用実態

平日の利用は、リコー通りを運行する系統では、市立病院を經由する「富士通線」の利用者が多い状況にあります。他にも、区間乗車人数が500人を超えている路線としては、学園通りを運行する路線では天神ヶ尾付近まで、伊豆長岡方面では口野尾高付近まで、三島駅方面は八幡付近まで、大平方面では梅田付近まで、旧東海道方面では大諏訪付近までとなっています。

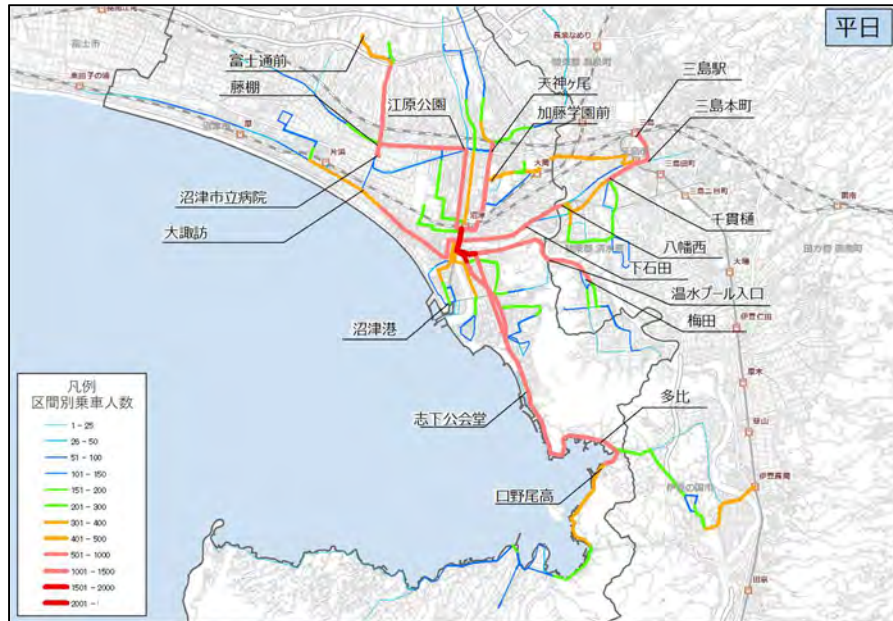


図 18 路線バスの区間別乗車人数【平日】

出典：平成 30 年・令和元年度路線バス OD 調査

休日の利用は、沼津港循環線のみが区間乗車人数500人を超えています。それ以外の路線は500人に達していませんが、学園通りを經由する系統、伊豆長岡線は、他の路線に比べ、利用者が多い傾向にあります。



図 19 路線バスの区間別乗車人数【休日】

出典：平成 30 年・令和元年度路線バス OD 調査

④ 利用者数

バスの利用者数は、近年ほぼ横ばいに推移しており、令和元年度（2019年度）は、14,434人/日となっています。

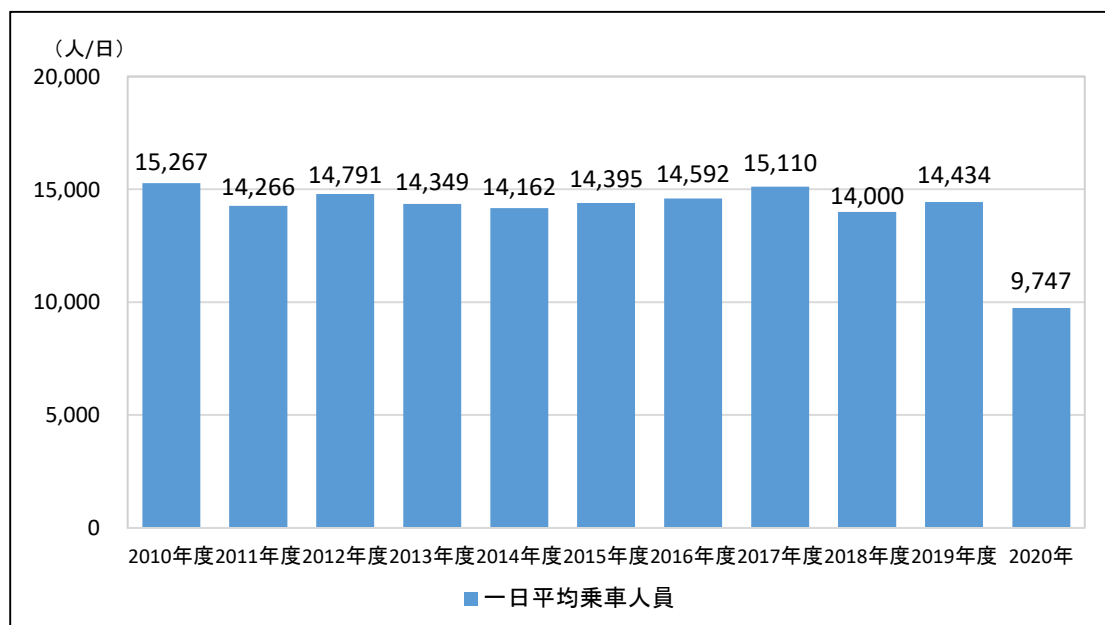


図 20 沼津市内の路線バス利用者数

出典：沼津市統計資料

(3) タクシー

タクシーの利用者数は年々減少しています。平成 24 年度（2012 年度）の利用者と令和元年度（2019 年度）を比較すると、20 万人以上の利用者の減少がみられます。また、令和 2 年度（2020 年度）は新型コロナウイルス感染拡大の影響により、利用者が大幅に減少しています。

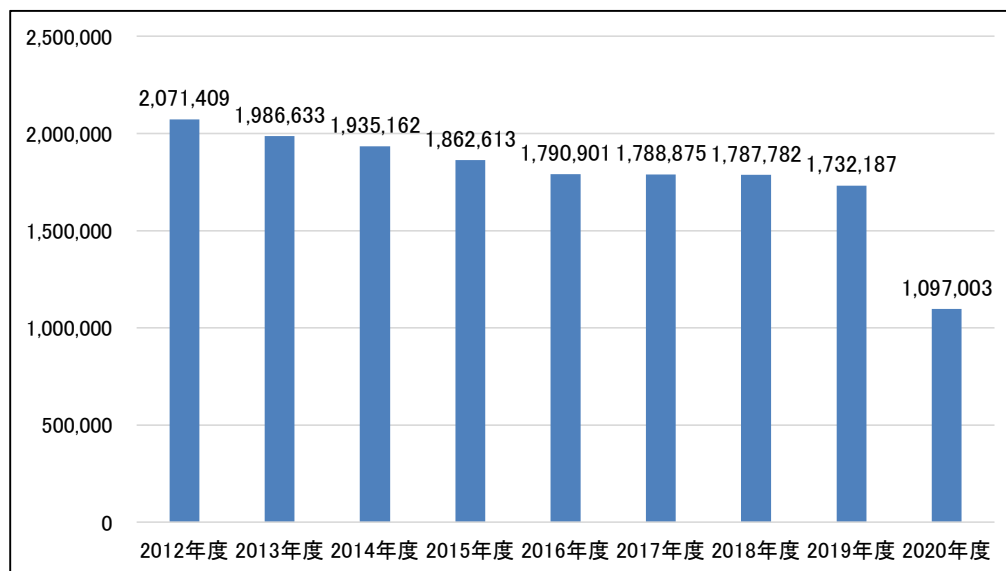


図 21 沼津市のタクシー輸送人員

※輸送人員に個人タクシー利用者は含まれていない

出典：静岡県タクシー協会提供

市内に事業所もしくは営業所を有するタクシー事業者は 11 社となっています。また、車両保有台数は以下の通りとなっています。

表 沼津市内のタクシー事業者、市内での車両保有台数

No	事業者名	住所	令和 3 年度（令和 3 年 4 月 1 日時点）車両数						合計
			特大	大型	中型	普通	福祉	UD	
1	伊豆観光タクシー株式会社	沼津市大岡 1532-3				49			49
2	伊豆箱根交通株式会社	沼津市大岡 1868-4				36		6	42
3	三島合同タクシー株式会社	沼津市御幸町 24-8	1			27			28
4	沼津第一交通株式会社	沼津市新沢田町 10-9				31		2	33
5	原町タクシー株式会社	沼津市原 398-1				22			22
6	富士急静岡タクシー株式会社	沼津市松長 757	1			14		2	17
7	富士交通株式会社	沼津市東椎路 82-1				13		9	22
8	平和タクシー株式会社	沼津市市道町 11-19				15		3	18
9	戸田交通株式会社	沼津市戸田 321-18	2		2				4
10	ベルタクシー株式会社	沼津市高島本町 3-10	1			30		3	34
11	沼津市個人タクシー協同組合	沼津市花園町 2-1				21			21
合計			5	0	2	258	0	25	290

福祉：車いす専用車両・寝台車両、UD：ユニバーサルデザインタクシー

出典：静岡県タクシー協会提供

5 沼津市の移動実態及びニーズ

(1) 移動実態

令和元年度 沼津市人口流動統計調査業務委託によると、一日あたり 15,000 人/km²以上の発生集中量があるのは、沼津駅周辺となっています。

地域間流動では、沼津駅周辺から南北方向への流動と、原駅周辺での南北方向の流動が多くみられます。

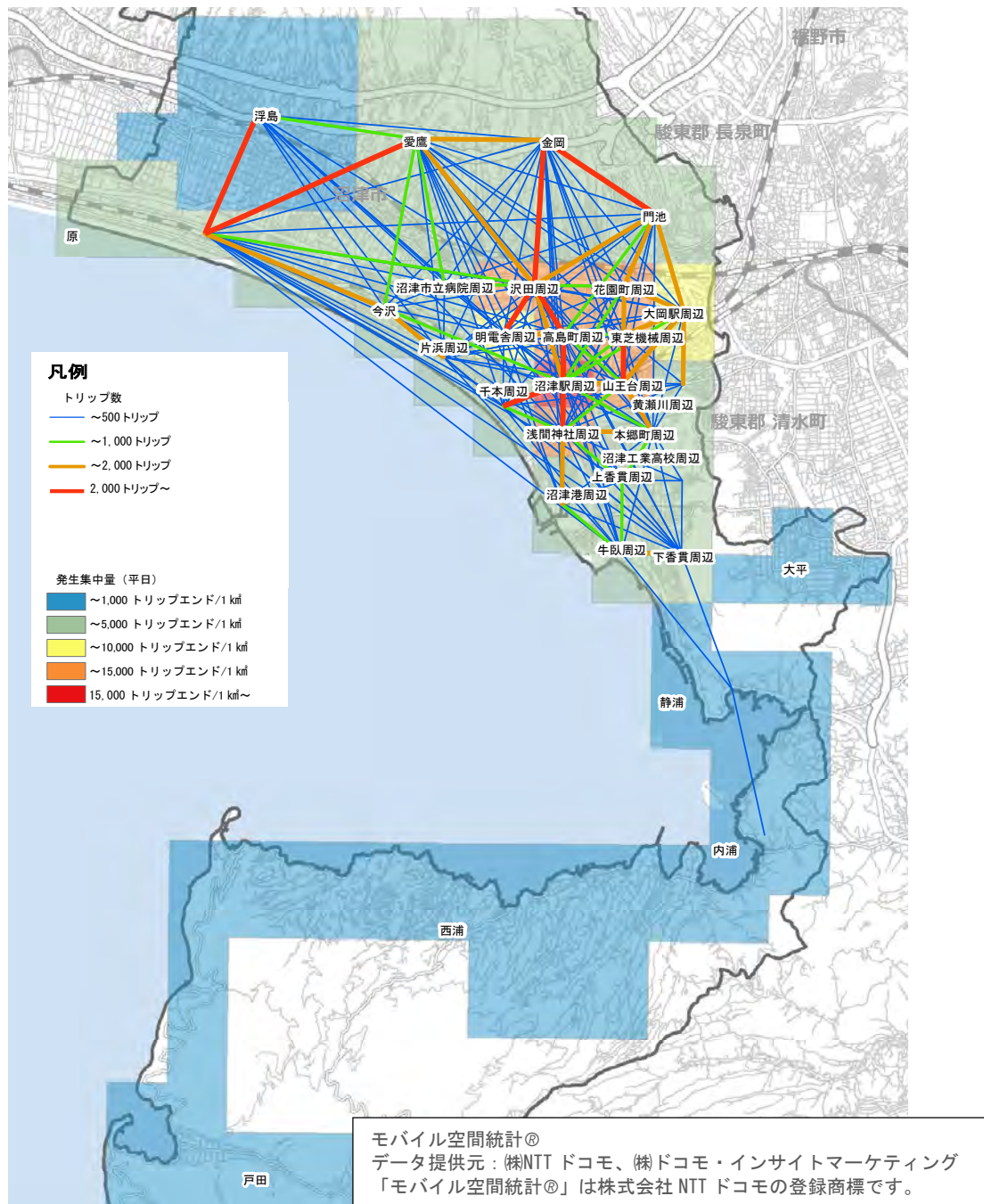


図 22 平日の発生集中量及び地域間流動

出典：令和元年度沼津市人口流動統計調査委託（平日の発生集中量及び地域間流動）

発生集中量と沼津市内のバス運行本数を比較すると、静浦・内浦地区のように発生集中量の少ない地域（図中青色）においても、市内と市外の拠点を結ぶ路線では、高頻度での運行が見受けられます。一方、沼津駅北側の一部地域では、発生集中量が多いものの、運行本数が少ない路線があります。

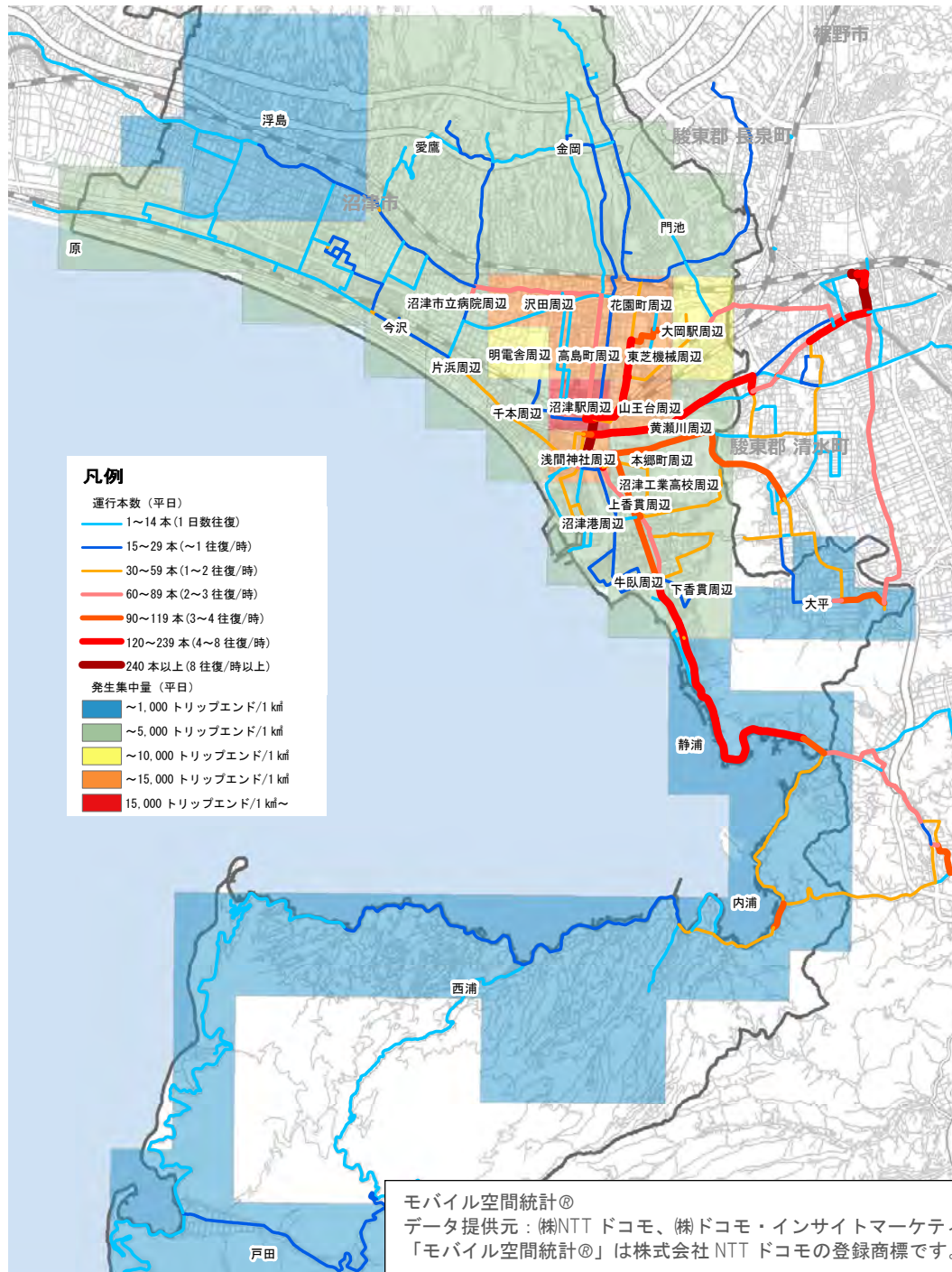


図 23 平日の発生集中量とバス運行本数

出典：令和元年度沼津市人口流動統計調査委託（平日の発生集中量）

人口流動統計調査とは…ある日、どこからどこへ何人移動したかを、携帯電話の基地局情報を元に推計し、まちづくりの基礎データとしています。

トリップ・トリップエンド…人がある目的をもってある地点からある地点まで移動することを総称して「トリップ」と呼びます。出発点と到着点がトリップエンドと呼びます。

発生集中量…ある地域から出発したトリップのトリップエンド数と、ある地域に到着したトリップのトリップエンド数の合計を、その地域の発生集中量（単位：トリップエンド）と呼びます。

(2) おでかけの実態

① 平日

平日のおでかけ頻度は、週5日（毎日）が47.8%と最も多く、一方で、月に数回あるいはほとんど外出しないとの回答も12.9%みられました。目的は通勤が43.9%と最も多く、次いで買い物が38.0%となっています。おでかけ手段としては、自動車が74.3%と最も多く、バスは8.9%、鉄道は5.2%、タクシーは2.7%となっており、自動車への依存が高い状況となっています。

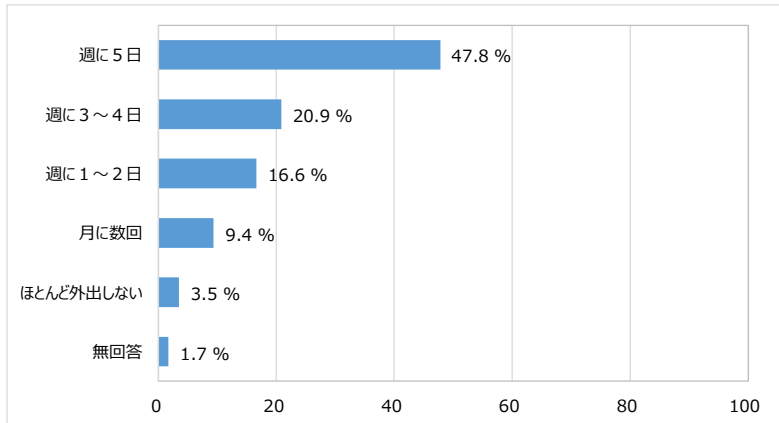


図 24 市民のおでかけ頻度（平日 N=1,106）

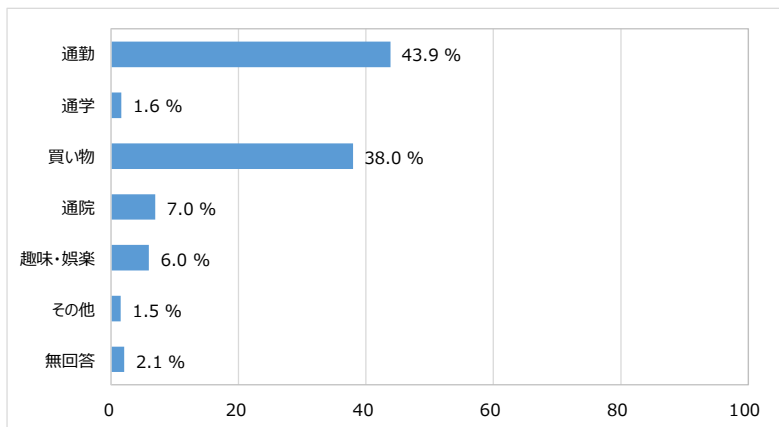


図 25 市民のおでかけ目的（平日 N=1,106）

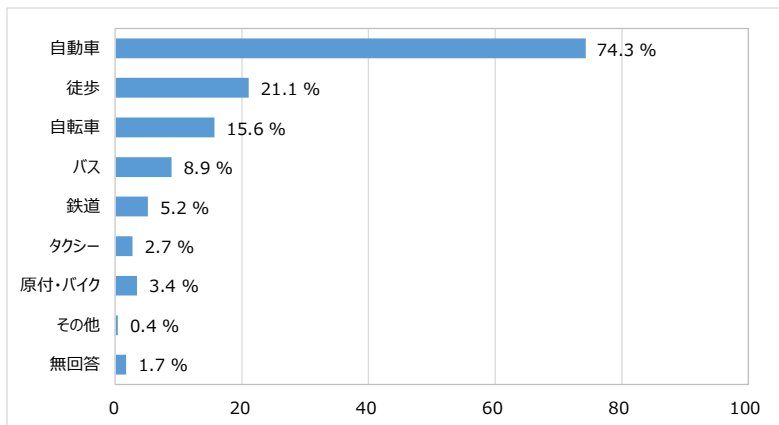


図 26 市民のおでかけ手段（平日 N=1,106（複数回答））

出典：令和3年度市民意識調査

② 休日

休日のおでかけ頻度は、ほぼ毎週が 51.6%と最も多く、一方でほとんど外出しないとの回答も 12.0%みられました。目的は買い物が 64.0%と最も多く、次いで趣味・娯楽が 17.5%となっています。おでかけ手段としては、自動車が 79.7%と最も多く、バスは 7.5%、鉄道は 3.6%、タクシーは 2.4%となっており、平日に比べ自動車への依存が高い状況になっています。

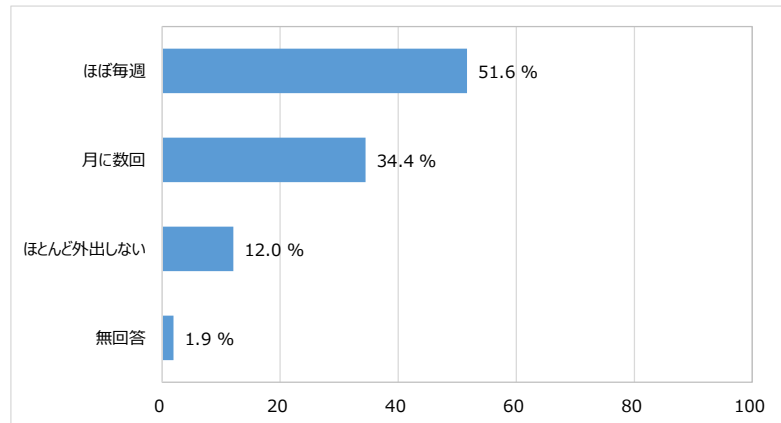


図 27 市民のおでかけ頻度（休日 N=1,106）

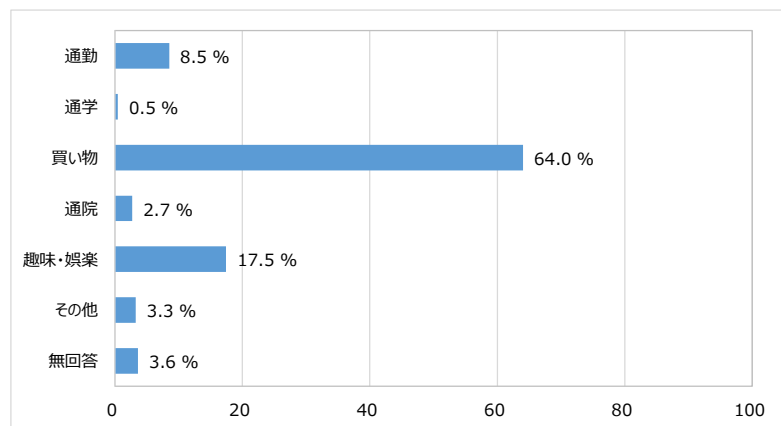


図 28 市民のおでかけ目的（休日 N=1,106）

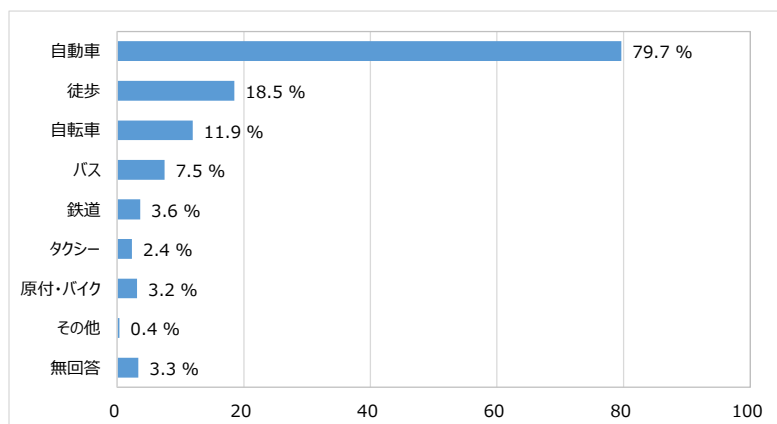


図 29 市民のおでかけ手段（休日 N=1,106（複数回答））

出典：令和3年度市民意識調査

(3) 交通結節点（沼津駅）の乗り継ぎ実態

沼津駅南口駅前広場における乗り継ぎの実態調査結果においては、徒歩・自転車-鉄道間、路線バス-鉄道間の乗り継ぎ利用が多くみられる中、平日の利用では路線バス-路線バス間の利用も 15.7%みられました。路線バス間の利用目的は通勤・通学による利用が多くなっています。

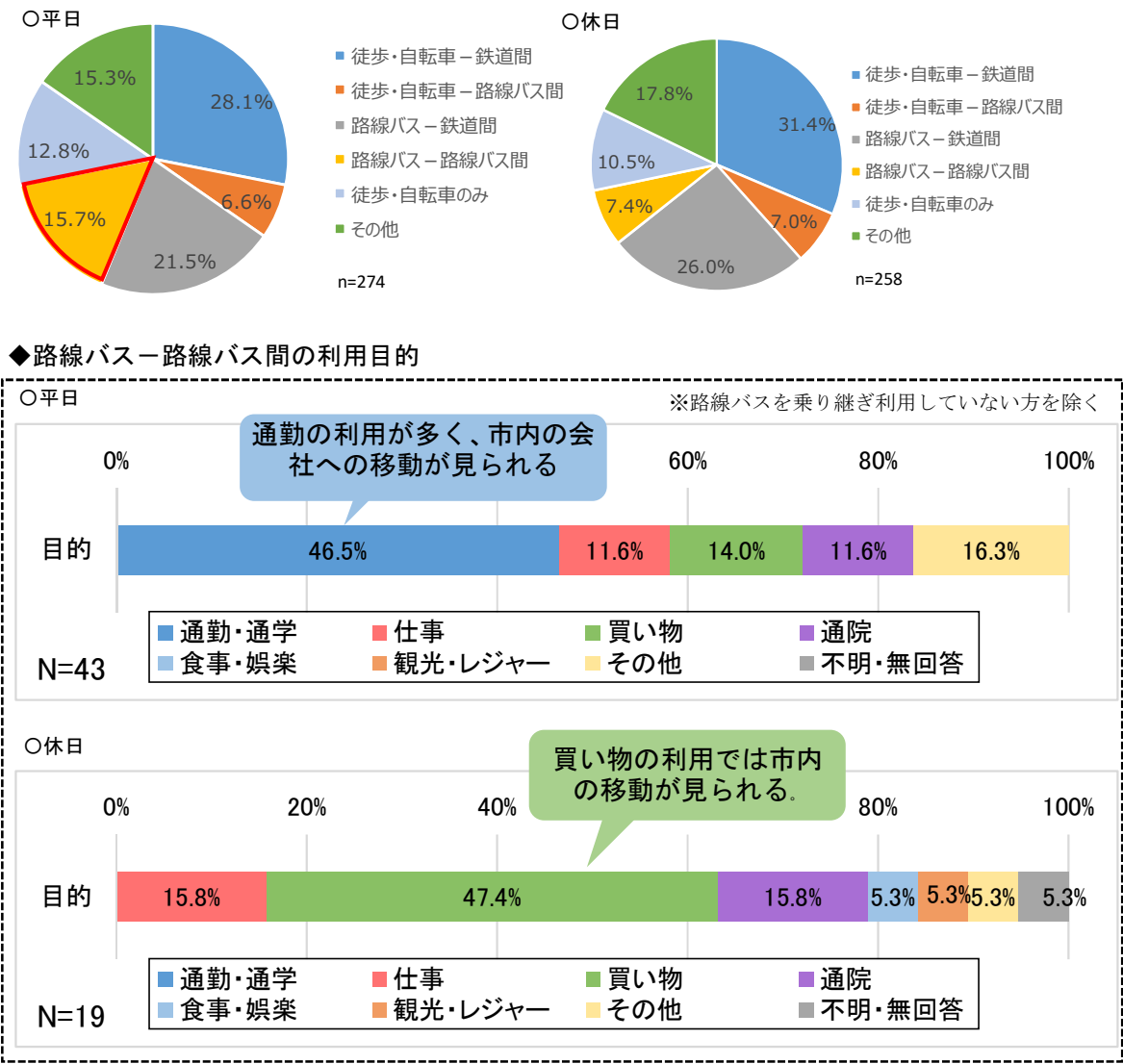


図 30 沼津駅南口駅前広場における交通モード間の乗り継ぎ実態

出典：令和元年度乗継実態調査

6 沼津市の公共交通の問題点・意見の整理

(1) 新たな公共交通の仕組み研究会

① 新たな公共交通の仕組み研究会における意見

新たな公共交通の仕組み研究会における意見を分類し、以下に示します。

分類	問題点
軸	・集約・再編による軸の形成が求められる ・重複している路線がありわかりづらい ・軸としての質の確保が求められる(サービス水準・運行頻度)
速達性	・市街地はバスの遅れが多い ・渋滞により定時性が確保できない
終バス	・郊外は運行本数が少なく、終バス時間が早い
人材	・乗務員が不足している
人口集積地	・人口集積地なのに運行していない地域がある
郊外	・路線維持の適正化、公正性の確保が求められる ・路線維持のための、補助金のあり方検討が必要 ・機動性があるタクシーが活用されていない
安全	・免許自主返納者へのインセンティブが乏しい
交通結節点 ・拠点	・乗り場が複数あってわかりにくい(駅・港) ・各交通モードとの乗り継ぎが悪い ・乗り継ぎをスムーズにする配慮が必要
バス停	・近隣した別々のバス停がありわかりにくい ・利便性やデザイン性のある施設となっていない ・案内表示がわかりにくい ・待合環境の悪いバス停がある
情報提供	・バスの運行情報がわからない ・バスロケなどの導入が進んでいない ・バスの乗り方、支払い方法が各社で違う
利用促進	・高齢者に配慮した情報提供ができていない ・バスの運賃が高い ・関係者間で連携した利用促進策が不足している ・高齢者を対象とした利用促進策ができていない ・IC などの導入が進んでいない
案内窓口	・バス案内窓口がどこにあるかわからない
観光	・観光路線バスがない ・資源が点在しているのに観光路線がない
駅ー港	・駅ー港間のネットワーク強化が求められる(港のにぎわいを市街地へ波及) ・集客拠点との連携が求められる

(2) 沼津市地域公共交通網形成計画策定に向けた地区説明会

① 開催概要

地域公共交通網形成計画策定に向け、網形成計画の意義、沼津市の現状と公共交通の課題、地区ごとの公共交通の現状を踏まえて意見交換を行うとともに「バスに乗ろう!」と題して、利用促進を図りました。

開催日時	開催場所/対象地域	参加人数
令和元年 8 月 27 日(火)	愛鷹地区センター/愛鷹・片浜・今沢	21 人
令和元年 8 月 28 日(水)	戸田地区センター/戸田	37 人
令和元年 8 月 30 日(金)	原地区センター/原・浮島	16 人
令和元年 9 月 02 日(月)	沼津市役所/第一～第四・大平	31 人
令和元年 9 月 03 日(火)	内浦地区センター/静浦・内浦・西浦	37 人
令和元年 9 月 05 日(木)	沼津市役所/第五・金岡・大岡・門池	26 人
合計		168 人



② 地区説明会での意見

【全体を通しての主な意見】

- ・ 現在運行している路線バスの見直し（ルート、ダイヤ、運賃に関すること）
- ・ バスの待合環境の改善（交通結節点や各バス停の位置、施設設備）
- ・ 利便性の向上（支払方法の簡素化、運行情報の提供、終バスダイヤの延長など）
- ・ 小型車両による生活圏内移動の確保（病院、買い物など目的に応じた足の確保）
- ・ 公共交通について改めて考えるよい機会となった。
- ・ 免許返納後の将来を見据え、公共交通のさらなる充実に期待したい。

【地区別の意見】

地区	意見
愛鷹・片浜・今沢	・ 高齢者のために、小型車両でショッピングバスや医療機関を回る目的別バスが必要（大諏訪） ・ ミューバス片浜駅循環は、循環と言いながら片浜駅で一旦運行が終わり、再度乗車が必要になる。中心を定めて回り続けるルートを検討すべき。
戸田	・ 修善寺線のダイヤが乗継ぎに不便。
原・浮島	・ ミューバス原駅循環のルート見直し。タクシー車両も色などに特徴がなく、わかりにくい。 ・ 東平沼のバス待合環境の改善。 ・ 現在地区内にスーパーが1件もなく、買い物難民の高齢者がいる（浮島）
第一・第二・第三・第四・大平	・ 近くにバス停があり便利。バスがなくなったら困る。 ・ 現在休止中の柿原循環について、工事完了後に路線再開できるのか不安の声がある（第三） ・ 駅のバス案内がわかりにくい。改札を出たところにわかりやすい表示を掲示してほしい。 ・ 病院へ繋がる路線がなく不便（大平）
静浦・内浦・西浦	・ 運賃が高い。通学定期が大きな負担。各家庭への通学補助を（西浦） ・ 三津まで自転車で行き伊豆長岡線に乗換える高校生のために、交通結節点に駐輪場の整備をしてほしい ・ 木負農協はバスや送迎の拠点となっているので、待合環境の整備をしてほしい。 ・ 道幅が狭い道路上のバス停の位置の見直し。
第五・金岡・大岡・門池	・ ららぽーと開業に向け、複数事業者で競合すればサービス向上に繋がるのでは。 ・ 根方街道について、道路部局や県と連携し、道路拡幅に努めてほしい。 ・ 門池公園は他地区との接続が悪い。バス停の位置を公園入口に移動してもらいたい。 ・ 北部から沼津駅を経由して南部に行けるよう、拠点同士を結んでほしい。 ・ 地区協議会に市が協力し、空白地帯をなくしてほしい（大岡）

(3) 市民意識調査

市民意識調査において、沼津市内の公共交通のあり方について7割以上の方が公共交通のサービス向上が必要と回答しています。

路線バスについて改善してほしい点については、「運行本数の増加」が最も多くなっています。次いで「わかりやすい路線図、時刻表の情報提供」、「運賃の値下げや割引制度の充実」、「運行時間帯の拡大」となっています。

① 今後の公共交通（鉄道・バス・タクシー）のあり方について

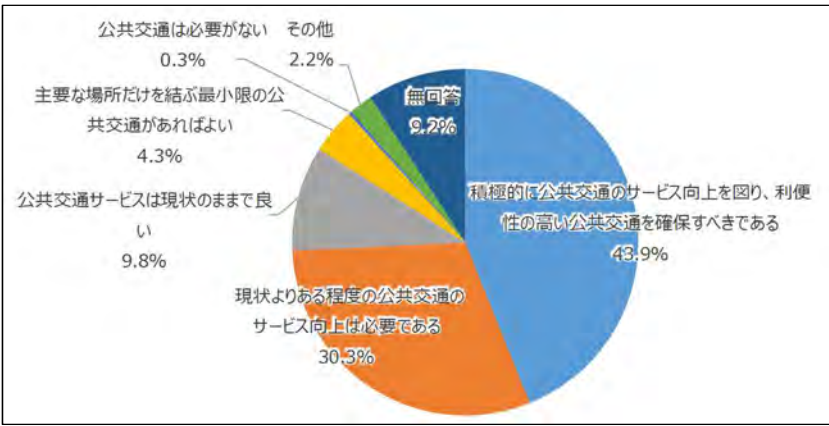


図 31 公共交通のあり方について (N=963)

出典：令和元年度市民意識調査

② 沼津市の路線バスについて改善してほしい点

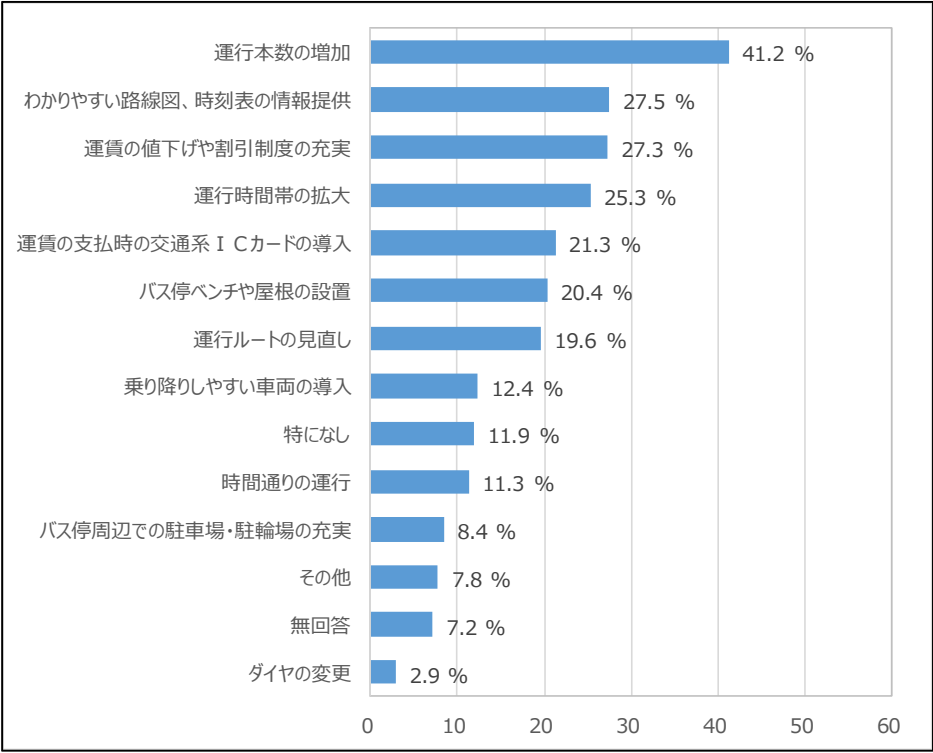


図 32 路線バスについて改善してほしい点 (N=963 複数回答)

出典：令和元年度市民意識調査

7 沼津市の公共交通の取り組み

(1) 自主運行バス

バス事業者が撤退した沼津市南部地域の路線について、市が交通事業者に運行を委託し路線を維持しています。

西浦線は平成 11 年度（1999 年度）から、西浦線の戸田行き及び戸田土肥線については合併後の平成 17 年度（2005 年度）から、戸田江梨線（デマンド式）は平成 25 年度（2013 年度）から自主運行を開始しました。

令和 2 年度（2020 年度）の 3 路線の利用人員は、合計で約 14 万 7 千人となっています。

- ① 西浦線（沼津駅～江梨、戸田） 令和 2 年度利用人員：144,379 人
- ② 戸田土肥線（戸田新田～土肥温泉） 令和 2 年度利用人員：1,891 人
- ③ 戸田江梨線（戸田～江梨：デマンド式） 令和 2 年度利用人員：1,243 人

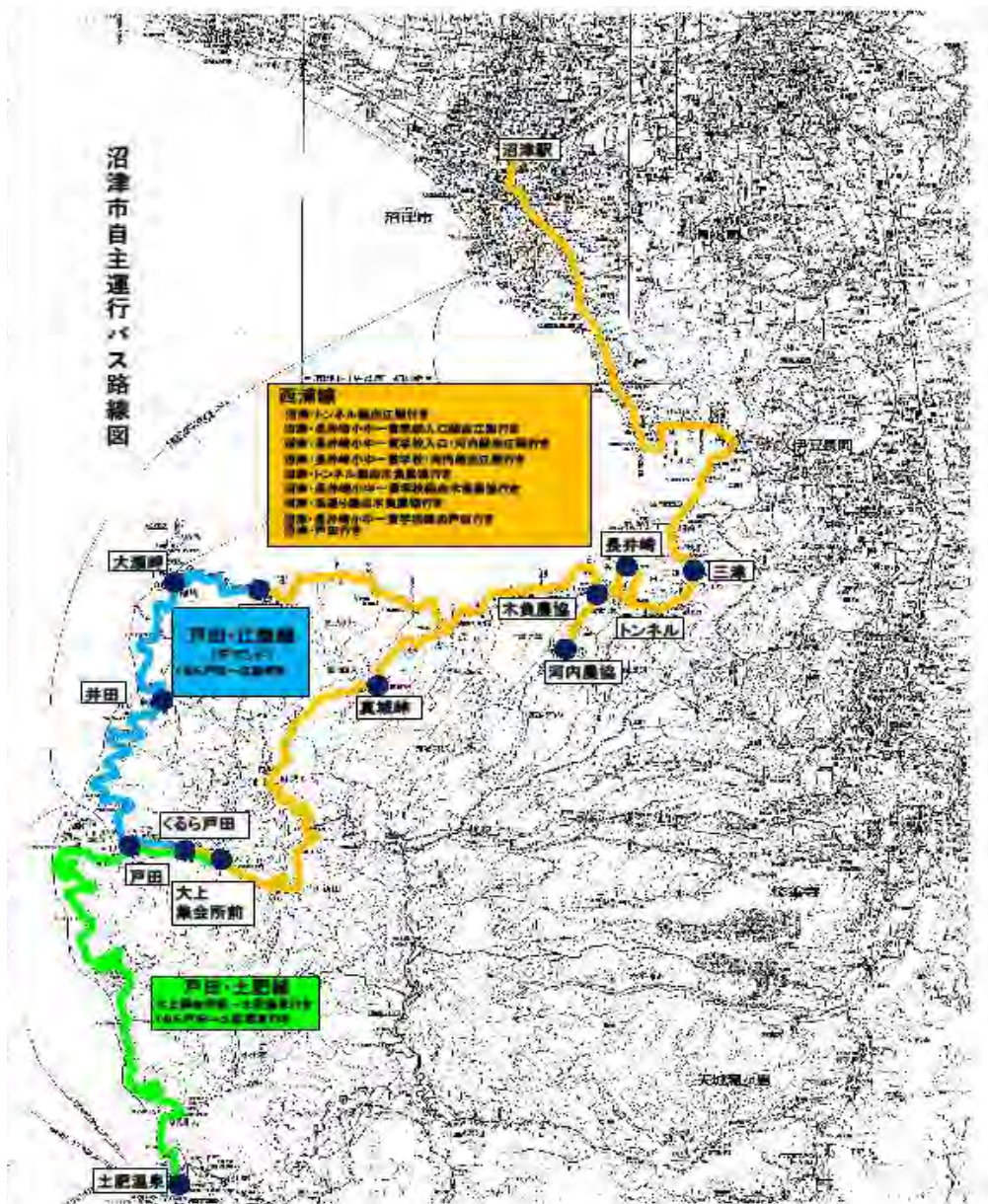


図 33 自主運行バス路線図

(3) 実証実験・試験運行等

① 大岡循環バス実証実験

公共交通不便地域となっている大岡地区において、バス路線としての旅客の需要等を予測するとともに、住民の利便性向上、交流人口の拡大及びバス交通の活性化を図ることを目的として、平成 29 年 10 月から 3 カ月間、沼津駅から大岡地区を循環するバスの実証実験を実施しました。

利用状況は平均 4.4 人/便と厳しいものでしたが、日中の高齢者を中心とした一定の需要は確認することができました。

大岡地区では住民協議会を立ち上げ議論を重ね、地域のニーズに応じた運行形態等について検討を行っています。

【実証実験概要】

○運行期間：平成 29 年 10 月 2 日(月)～12 月 22 日(金)82 日間

○運行ルート：沼津駅～日枝神社～大岡公園～大岡地区センター

～大岡駅前～富士見町～山王台～沼津駅

○運賃：150 円～200 円

○運行ダイヤ：6 時台から 18 時台まで 南回り・北回り計 13 便を運行

○運行車両：小型バス(全長約 7メートル、座席数 14 席、最大 30 人)

○利用人数：4,513 人(4.4 人/1便あたり)



② 沼津駅－沼津港間 EV バス（グリーンスローモビリティ）試験運行

まちの拠点である沼津駅と観光客でにぎわう沼津港を次世代モビリティで結び、住民や観光客の利便性向上などについて検証し、また、公共交通のあり方を検討するきっかけとすることを目的に平成 30 年 10 月から約 1 か月間、試験運行を実施しました。

定員 9 人に対して平均 7.1 人と高い乗車率で、アンケートにおいても好意的な感想が多く寄せられました。

【試験運行概要】

○運行期間：平成 30 年 10 月 6 日(土)から 11 月 4 日(日)まで

○運行区間：沼津駅⇄沼津港(駅前4車線道路を直進)

○運賃：無料

○運行時間：平日 沼津駅 9 時 20 分発～17 時 10 分着 7 往復

土日祝日 沼津駅 9 時発～20 時 30 分着 9 往復

○車 輛：e-COM8 乗車定員9人(運転手除く)

○利用人員：2,989 人(7.1 人/便)



③ 大岡循環乗合デマンドタクシー（大岡コミタク号）実証運行

平成 29 年に実施した大岡循環バス実証実験を経て、地域の高齢者の買い物や通院など日常の移動手段を確保するため、大岡地区公共交通推進住民協議会が実施主体となり、令和 3 年 4 月 1 日からの半年間、大岡循環乗合デマンドタクシーの実証運行を実施しました。

利用状況は、乗合率約 1.9 人/台と目標を大きく上回る結果となり、利用者アンケートにおいても本格運行を期待する声が多かったことから、実証運行における利用状況等の分析を行いながら、本格運行に向けての検討を行います。

【実証運行概要】

- 運行期間：令和 3 年 4 月 1 日(木)～9 月 30 日(金)の 6 ヶ月間(運行日数:79 日)
- 運行エリア：大岡地区内(84 地点)及び地区外 2 地点(サンエールぬまづ・フードストアオキ)
- 実施主体：大岡地区連合自治会(大岡地区公共交通推進住民協議会)
- 対象旅客：大岡地区住民(事前登録制)
- 運賃：200 円(小学生以下 100 円)
- 運行時間：4～6 月/火・木・土の 9 時～17 時台(最大 1 日 9 便 ※予約時のみ)
7～9 月/火・木・土の 8 時～17 時台(最大 1 日 10 便 ※予約時のみ)
- 運行業者：伊豆箱根交通株式会社(小型タクシーにて運行)
- 利用人数：818 人(1.9 人/1 台あたり)

大岡地区 予約制乗合タクシー（デマンドタクシー）
運行版 大岡コミタク号

実証運行 予定期間 2021年 4月1日(木)～2021年 9月30日(木)

まずは会員登録
●大岡地域にお住まいの方で「大岡コミタク号」のご利用には、事前に会員登録（無料）が必要です。
会員登録に関するお問い合わせ先：大岡地区センター ☎055-924-0299

●運行スケジュール（火曜日・木曜日・土曜日のみ）

時刻表	9:00	10:00	11:00	12:00	13:00	14:00	15:00	16:00	17:00
利用料金(1乗車)(1人)	大人：200円 小学生以下：100円 乳幼児：無料								

出かける時(例)

予約受付 ☎055-984-1280
発車時刻の1時間前までに電話予約をお願いします。

電話予約 予約を承りました
71番 富良野町 予約状況に応じて運行ルートが異なります
乗合で順番に移動
目的地到着 61番 大岡地区センター

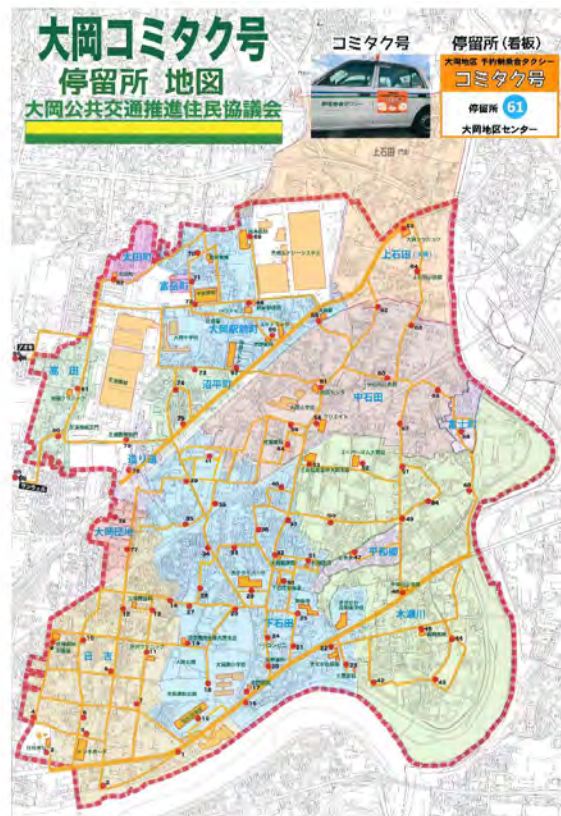
帰る時(例)

予約受付 ☎055-984-1280
発車時刻の1時間前までに電話予約をお願いします。

電話予約 予約を承りました
61番 大岡地区センター ※乗合になる場合があります
71番 富良野町 ご利用がどうございました。

●ご予約はご利用日の24時間前から発車時刻の1時間前までにお願います。
●「100円までにお支払いください」の旨のご要望にはお応えできません。
●指定時刻には必ず「停留所」でお待ち下さい。余裕を持ってお出かけください。
●複数予約の場合は乗合運行となり、遅れに付時間が遅れます。
●乗車時には必ず会員登録を携帯してください。
●予約後のキャンセルは、発車時刻30分前までに必ずご連絡ください。ご連絡が無い場合は、キャンセル料200円が発生いたします。

予約受付 伊豆箱根タクシーグループ ☎055-984-1280
発行：大岡連合自治会・大岡地区公共交通推進住民協議会



④ 沼津駅－沼津港間 EV バス（グリーンスローモビリティ）本格運行開始

平成 30 年に実施した沼津駅－沼津港間における EV バス試験運行を経て、都市拠点である中心市街地と観光交流拠点である沼津港の相互のにぎわい波及を目的とし、令和 2 年 3 月 18 日より、伊豆箱根バスが運行主体となり、EV バスの本格運行を開始しました。

民間バス事業者が EV バス（グリーンスローモビリティ）車両を所有し、路線バスとして運行するのは全国初の試みとなったことから、市民だけでなく全国各地の自治体等からも大きな関心が寄せられました。

市は、市の施策に基づく事業として、当該車両の導入費用の一部を支援しました。

【運行概要】

- 運行開始：令和 2 年 3 月 18 日（水）
- 運行ルート：沼津駅－沼津港（途中停留所：上土、第二小学校入口、千本東町、千本港町）
- 運行主体：伊豆箱根バス株式会社
- 運行車両：eCOM-10（シントウギャザー製）
- 運賃：170～200 円（沼津駅－沼津港間は 200 円）
- 運行頻度：6 往復／日（9 時台～15 時台）
- 乗車定員：20 名（運転士は除く）



令和 2 年 4 月 15 日号「広報ぬまづ」

8 計画策定の体制及び経緯

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づき、平成 31 年 4 月に法定協議会として「沼津市地域公共交通協議会」を設置し、本計画の作成にかかる協議及び実施に係る連絡調整を行いました。

また、交通事業者を中心として「交通まちづくり検討部会」を設置し、協議会で協議される事項の具体的施策について、事業者間での検討・調整を行いました。

この他、検討にあたって地域住民の意見を反映させるための地区説明会を開催しました。

●沼津市地域公共交通協議会 開催経緯

	開催日時	計画に係る協議事項
第1回	令和元年 7月2日(火)	(1)沼津市地域公共交通網形成計画について ①制度の概要 ②計画の背景 ③計画の策定手順 ④公共交通の現状と課題 ⑤部会の設置
第2回	令和元年 10月15日(火)	(1)沼津市地域公共交通網形成計画について ①これまでの経過・報告 ②計画期間 ③計画目標及び目標を達成するために行う事業・実施主体
第3回	令和元年 11月19日(火)	(1)沼津市地域公共交通網形成計画について ①沼津市地域公共交通網形成計画(素案)について
第4回	令和2年 1月29日(水)	(1)沼津市地域公共交通網形成計画について ①パブリック・コメントの実施結果について ②沼津市地域公共交通網形成計画(案)の承認について

●交通まちづくり検討部会 開催経緯

	開催日時	計画に係る検討・調整事項
第1回	令和元年 7月22日(月)	(1)沼津市おでかけマップ作成について (2)沼津駅南口バスターミナルの方面別集約について (3)沼津市地域公共交通網形成計画 目的の共有化
第2回	令和元年 8月16日(金)	(1)沼津市おでかけマップ作成について (2)沼津駅南口バスターミナルの方面別集約(沼津港行)について (3)沼津市地域公共交通網形成計画 課題、事業(案)、目標
第3回	令和元年 9月9日(月)	(1)沼津市地域公共交通網形成計画について ①地区説明会開催報告 ②計画に位置づけるプロジェクト及び事業(案)、目標
第4回	令和元年 10月29日(火)	(1)沼津市地域公共交通網形成計画について ①基本方針・評価指標について ②公共交通軸の区間設定について (2)沼津駅南口バスターミナルについて
第5回	令和2年 1月23日(木)	(1)沼津市地域公共交通網形成計画について (2)沼津駅南口バスターミナル乗り場再編について (3)沼津市おでかけマップについて
第6回	令和2年 3月18日(水)	(1)沼津駅南口バスターミナル乗り場再編について (2)沼津市おでかけマップについて (3)新年度の取り組みについて

令和2年11月の法改正に基づく「沼津市地域公共交通利便増進実施計画」の策定にあたり、本計画の変更を行うため、協議会及び部会において計画変更内容及び利便増進実施計画の実施内容について協議を行いました。

●沼津市地域公共交通協議会 開催経緯

	開催日時	計画に係る協議事項
第1回	令和3年 7月14日(水)	(1)沼津市地域公共交通利便増進実施計画策定及び 沼津市地域公共交通網形成計画の変更について ①地域公共交通活性化再生法の改正について ②沼津市地域公共交通利便増進実施計画について ③沼津市地域公共交通網形成計画の変更について ④各計画の策定スケジュールについて
第2回	令和3年 11月9日(火)	(1)沼津市地域公共交通網形成計画の変更について ①沼津市地域公共交通計画(素案)について
第3回	令和4年 1月25日(火) (書面開催)	(1)沼津市地域公共交通計画について ①パブリック・コメントの実施結果について ②沼津市地域公共交通計画(案)の承認について

●交通まちづくり検討部会 開催経緯

	開催日時	計画に係る検討・調整事項
第1回	令和3年 10月29日(金)	(1)沼津市地域公共交通利便増進実施計画について (2)沼津市地域公共交通網形成計画の変更について
第2回	令和3年 12月14日(火)	(1)沼津市地域公共交通計画(案)について (2)沼津市地域公共交通利便増進実施計画(案)について

●沼津市地域公共交通協議会条例

平成31年3月25日条例第12号

改正 令和3年3月1日条例第2号

改正 令和5年12月22日条例第26号

(設置)

第1条 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。第3条第2項第1号において「活性化再生法」という。）第6条第1項の規定に基づき、沼津市地域公共交通計画（以下「公共交通計画」という。）の作成及び実施に関し必要な協議等を行うとともに、道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定に基づき、市民の生活に必要な旅客輸送の確保その他の旅客の利便の増進を図るために必要な協議を行うため、沼津市地域公共交通協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 公共交通計画の作成、変更及び実施の協議に関する事項
- (2) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様等に関する事項
- (3) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の運賃及び料金の設定又は変更に関する事項
- (4) その他地域公共交通に関し協議会が必要と認める事項

(組織)

第3条 協議会は、委員30人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 活性化再生法第2条第2号に規定する公共交通事業者等
- (2) 道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）第4条の2第1項第2号及び第5号に規定する団体
- (3) 公共交通計画に定めようとする事業を実施すると見込まれる者
- (4) 学識経験者
- (5) 公募による市民
- (6) 関係行政機関の職員
- (7) 市の職員
- (8) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議（以下この条において「会議」という。）は、会長が招集し、会議の議長となる。

- 2 協議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 協議会は、必要があると認めるときは、会議への関係者の出席を求めてその意見若しくは説明を聞き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(協議運賃会議)

第7条 前条の規定にかかわらず、第2条第3号に規定する事項について協議を行うときは、委員のうち道路運送法第9条第4項に掲げる者のみが出席する会議（以下「協議運賃会議」という。）において行うものとする。

- 2 前条第1項から第3項までの規定は、協議運賃会議に準用する。この場合において、同条第1項中「協議会の会議（以下この条において「会議」という。）は、会長」とあるのは「協議運賃会議は、市の職員」と、同条第2項中「協議会」とあるのは「協議運賃会議」と読み替えるものとする。

(部会)

第8条 協議会は、必要に応じ、部会を置くことができる。

- 2 部会に属する委員は、会長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、会長の指名する委員をこれに充てる。
- 4 部会は、部会長が招集し、部会長は部会の会議の議長となる。
- 5 部会長に事故あるとき又は部会長が欠けたときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。
- 6 第6条第3項及び第4項の規定は、部会の会議に準用する。この場合において、同条第4項中「協議会」とあるのは、「部会」と読み替えるものとする。

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、都市計画部において処理する。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

付 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

付 則（令和3年3月1日条例第2号）

この条例は、公布の日から施行する。

付 則（令和5年12月22日条例第26号）

この条例は、公布の日から施行する。

●沼津市地域公共交通協議会 委員名簿

※計画策定時(令和元年度～令和2年度)

	役 職	氏 名	備 考	
1	会 長	新屋 千樹	沼津市副市長	市
2	副会長	吉田 樹	福島大学人文社会学群経済経営学類准教授	有識者
3	委 員	奥川 誠二	東海旅客鉄道(株)沼津駅 駅長	公共交通事業者
4	委 員	渡辺 知行	富士急シティバス(株) 常務取締役営業部長	一般旅客運送
5	委 員	津田 豪	伊豆箱根バス(株) 営業部次長	一般旅客運送
6	委 員	青木 守	(株)新東海バス 代表取締役	一般旅客運送
7	委 員	清水 修	(株)東海バスオレンジシャトル 代表取締役社長	一般旅客運送
8	委 員	山崎 元	戸田交通(株) 代表取締役	一般旅客運送
9	委 員	堀内 哲郎	(一社)静岡県バス協会 専務理事	一般旅客運送
10	委 員	鈴木 智善	静岡県タクシー協会 沼津・三島支部長	一般旅客運送
11	委 員	西尾 清明	伊豆箱根鉄道労働組合 書記長	運転者組織
12	委 員	杉山 金芳	沼津商工会議所専務理事	商工団体
13	委 員	石塚 久美子	沼津市商工会 女性部長	商工団体
14	委 員	原川 隆信	特定非営利活動法人沼津観光協会 専務理事	観光団体
15	委 員	山田 健一	戸田観光協会 事務局長	観光団体
16	委 員	福本 雅之	名古屋大学客員准教授	有識者
17	委 員	倉田 剛	公募委員(新規:岡宮 金岡地区)	利用者
18	委 員	後藤 京子	公募委員(継続:上香貫 第3地区)	利用者
19	委 員	眞田 勲	公募委員(継続:庄栄町 第5地区)	利用者
20	委 員	千葉 秀美	公募委員(継続:市場町 第4地区)	利用者
21	委 員	長尾 綾	公募委員(新規:西添町 原地区)	利用者
22	委 員	野口 晃	公募委員(継続:下香貫 第3地区)	利用者
23	委 員	小林 孝義	国土交通省沼津河川国道事務所道路管理課長	道路管理者
24	委 員	佐野 芳彦	静岡県沼津土木事務所工事第1課長	道路管理者
25	委 員	坪内 大輔	静岡県沼津警察署 交通官	公安委員会
26	委 員	久保田 素広	国土交通省中部運輸局静岡運輸支局 首席運輸企画専門官	静岡運輸支局
27	委 員	大倉 篤	静岡県交通基盤部都市局地域交通課長	静岡県
28	委 員	松下 藤彦	沼津市都市計画部長	市

※計画変更時(令和3年度～)

	役 職	氏 名	備 考	
1	会 長	吉田 樹	福島大学人文社会学群経済経営学類准教授	有識者
2	副会長	高峯 聡一郎	沼津市副市長	市
3	委 員	赤松 浩	東海旅客鉄道(株)沼津駅 駅長	鉄道事業者
4	委 員	橘田 昭	富士急シティバス(株) 専務取締役	一般旅客運送
5	委 員	木口 典久	伊豆箱根バス(株) 三島営業所長	一般旅客運送
6	委 員	清水 修	(株)東海バス 沼津営業所長	一般旅客運送
7	委 員	山崎 千江美	戸田交通(株) 代表取締役	一般旅客運送
8	委 員	堀内 哲郎	(一社)静岡県バス協会 専務理事	一般旅客組織
9	委 員	鈴木 智善	静岡県タクシー協会 沼津・三島支部 支部長	一般旅客組織
10	委 員	大川 英樹	富士急シティバス労働組合 執行委員長	運転者組織
11	委 員	杉山 金芳	沼津商工会議所 専務理事	商工団体
12	委 員	佐藤 幸子	沼津市商工会 女性部長	商工団体
13	委 員	原川 隆信	NPO法人沼津観光協会 専務理事	観光団体
14	委 員	佐藤 寿美	戸田観光協会 事務局長	観光団体
15	委 員	福本 雅之	名古屋大学客員准教授	有識者
16	委 員	野口 晃	公募委員(下香貫 第3地区)	利用者
17	委 員	眞田 勲	公募委員(庄栄町 第5地区)	利用者
18	委 員	倉田 剛	公募委員(岡宮 金岡地区)	利用者
19	委 員	後藤 京子	公募委員(上香貫 第3地区)	利用者
20	委 員	庄司 美智子	公募委員(原 原地区)	利用者
21	委 員	岸本 まき	公募委員(西熊堂 金岡地区)	利用者
22	委 員	野本 高視	国土交通省中部地方整備局沼津河川国道事務所計画課 課長	道路管理者
23	委 員	渡邊 克仁	静岡県沼津土木事務所工事第1課長	道路管理者
24	委 員	大石 剛志	静岡県沼津警察署 交通官	公安委員会
25	委 員	風岡 昌吾	国土交通省中部運輸局静岡運輸支局 首席運輸企画専門官	地方運輸支局
26	委 員	仲野 弘己	静岡県交通基盤部都市局地域交通課長	静岡県
27	委 員	真野 正実	沼津市都市計画部長	市

●交通まちづくり検討部会規約

(設置)

第1条 沼津市地域公共交通協議会条例（以下「条例」という。）第8条の規定に基づき、沼津市地域公共交通計画（以下「計画」という。）の作成、変更及び実施に関し、沼津市地域公共交通協議会（以下「協議会」という。）において協議される事項の具体的施策について、事業者間での検討・調整を行うため、交通まちづくり検討部会（以下「部会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 部会は、次に掲げる事務を所掌する。

(1) 計画に係る具体的施策に関する事項

ア 委員相互の意見及び情報交換

イ 各種事業に係る関係者間の連絡調整

ウ 調査研究

(2) その他協議会が必要と認める事項

(組織)

第3条 部会は、公共交通事業者、学識経験者および市の職員をもって構成する。

2 部会は、必要があると認めるときは、条例第8条第2項の規定に基づき、協議会会長の指名により、委員を追加することができる。

(任期)

第4条 委員の任期は、条例第4条に規定する協議会委員の在任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(部会長)

第5条 部会長に関する事項は、条例第8条の規定による。

(報告)

第6条 部会長は、部会の協議結果について、協議会に報告するものとする。

(庶務)

第7条 部会の庶務は、都市計画部まちづくり政策課において処理する。

(その他)

第8条 この規約に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会が別に定める。

付 則

この規約は、令和元年7月2日から施行する。

付 則

この規約は、令和2年6月1日から施行する。

付 則

この規約は、令和3年4月1日から施行する。

付 則

この規約は、令和5年12月22日から施行する。

●交通まちづくり検討部会 委員名簿

※計画策定時(令和元年度～令和2年度)

	役 職	氏 名	備 考	
1	会長	吉田 樹	福島大学人文社会学群経済経営学類准教授	有識者
2	職務代理者	福本 雅之	名古屋大学客員准教授	有識者
3	委 員	奥川 誠二	東海旅客鉄道(株) 沼津駅 駅長	鉄道事業者
4	委 員	山田 哲也	東海旅客鉄道(株) 沼津駅 首席助役	鉄道事業者
5	委 員	渡辺 知行	富士急シティバス(株) 常務取締役営業部長	一般旅客運送
6	委 員	根上 哲也	富士急シティバス(株) 営業部 主任	一般旅客運送
7	委 員	津田 豪	伊豆箱根バス(株) 営業部次長	一般旅客運送
8	委 員	岩崎 勝一	伊豆箱根バス(株) 営業部 乗合課課長	一般旅客運送
9	委 員	清水 修	(株) 東海バスオレンジシャトル 代表取締役社長	一般旅客運送
10	委 員	和泉澤 貴治	東海自動車(株) バス計画部課長	一般旅客運送
11	委 員	山田 良生	伊豆箱根交通(株) 常務取締役運行営業部長	一般旅客運送
12	委 員	鈴木 智善	静岡県タクシー協会 沼津・三島支部長(平和タクシー(株)代表取締役)	一般旅客運送
13	委 員	真野 正実	沼津市都市計画部まちづくり政策課 課長	市
14	委 員	小野 智弘	沼津市都市計画部まちづくり政策課 課長補佐兼交通政策室長	市

※計画変更時(令和3年度～)

	役 職	氏 名	備 考	
1	会長	福本 雅之	名古屋大学客員准教授	有識者
2	職務代理者	小野 智弘	沼津市都市計画部まちづくり政策課 課長補佐兼交通政策室長	市
3	委 員	吉田 樹	福島大学人文社会学群経済経営学類准教授	有識者
4	委 員	赤松 浩	東海旅客鉄道(株) 沼津駅 駅長	鉄道事業者
5	委 員	林 尚生	東海旅客鉄道(株) 沼津駅 首席助役	鉄道事業者
6	委 員	橘田 昭	富士急シティバス(株) 専務取締役	一般旅客運送
7	委 員	根上 哲也	富士急シティバス(株) 営業部主任	一般旅客運送
8	委 員	木口 典久	伊豆箱根バス(株) 三島営業所長	一般旅客運送
9	委 員	岩崎 勝一	伊豆箱根バス(株) 営業部 乗合課課長	一般旅客運送
10	委 員	清水 修	(株) 東海バス 沼津営業所長	一般旅客運送
11	委 員	和泉澤 貴治	東海自動車(株) バス計画部課長	一般旅客運送
12	委 員	山田 良生	伊豆箱根交通(株) 常務取締役運行営業部長	一般旅客運送
13	委 員	鈴木 智善	静岡県タクシー協会 沼津・三島支部長	一般旅客運送
14	委 員	高嶋 晃一	沼津市都市計画部まちづくり政策課長	市



沼津市地域公共交通計画

Numazu City Local Transport Plan 2020-2026

2020 年 3 月策定

2022 年 2 月改定

2024 年 2 月一部改定

編集・発行： 沼津市 都市計画部 まちづくり政策課



沼津市都市計画部まちづくり政策課

〒410-8601 静岡県沼津市御幸町16番1号

TEL 055-934-4759

MAIL mati-seisaku@city.numazu.lg.jp